三潴農村環境改善センター・三潴公民館　改修　建築工事

図　面　リ　ス　ト

図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺
Ａ－０１	改修特記仕様書（１）	ＮＯＮ	Ａ－１３	改修前　２階便所　平面詳細図　展開図　天井伏図	S=1/50 S=1/100
Ａ－０２	改修特記仕様書（２）	ＮＯＮ	Ａ－１４	改修後　２階便所　平面詳細図　展開図　天井伏図	S=1/50 S=1/100
Ａ－０３	改修特記仕様書（３）	ＮＯＮ	Ａ－１５	改修前後　便所　断面詳細図	S=1/40
Ａ－０４	改修前後仕上げ表	ＮＯＮ	Ａ－１６	改修前　管理室　平面詳細図　展開図　天井伏図	S=1/50 S=1/100
Ａ－０５	全体配置図	S=1/400	Ａ－１７	改修後　倉庫　平面詳細図　展開図　天井伏図	S=1/50 S=1/100
Ａ－０６	全体平面図（改修前）	S=1/300	Ａ－１８	改修後　喫煙所　詳細図	S=1/50 S=1/30 S=1/5
Ａ－０７	改修前後　集会室　平面図	S=1/100	Ａ－１９	改修後　建具表	S=1/50
Ａ－０８	改修前後　集会室　天井伏図	S=1/100	Ａ－２０	改修前後　集会室鉄製建具詳細図	S=1/50 S=1/2
Ａ－０９	改修前後　集会室　展開図	S=1/100	Ａ－２１	改修前後　雑詳細図	S=1/50
Ａ－１０	改修前後　集会室　断面詳細図	S=1/40			
Ａ－１１	改修前　１階便所　平面詳細図　展開図　天井伏図	S=1/50 S=1/100			
Ａ－１２	改修後　１階便所　平面詳細図　展開図　天井伏図	S=1/50 S=1/100			

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	
		Ａ－００	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	図面リスト	縮尺	
設　計	久留米市都市建設部　建築課		
資　格	号		
住　所	久留米市城南町15-3		
氏　名	印		

工事名称　三潴農村環境改善センター
・三潴公民館　改修　建築工事

平成　年　月(全　枚)

仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　久留米市三潴町玉満

2．工事種目　改修工事

3．工事内容　図示による

5．工事範囲
※「3．工事種目」全てを工事範囲とする。
・「3．工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事種目 / 工事項目	三潴農村環境改善センター	三潴公民館		
2　仮設工事	○	○		
3　防水改修工事				
4　外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁				
外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁				
外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁				
外壁改修工事 塗り仕上げ外壁		○		
5　建具改修工事	○	○		
6　内装改修工事	○	○		
7　塗装改修工事	○	○		
8　耐震改修範囲以外の躯体改修工事				
耐震改修工事				
9　環境配慮改修工事				

Ⅱ 建築改修工事仕様

1．共通仕様
（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成16年版）」（以下、「改修標仕」という。）による。また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成16年版）」（以下、「標仕」という。）による。

2．特記仕様
（1）項目は、番号に ○ 印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ◎ 印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（5）Ⓖ 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準等	・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修　平成13年版） ・工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・ ・
	② 工事実績情報の登録	※適用する　[1.1.4]
	3　品質計画等	・建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事　(1.2.2) ※風速（Vo=　　） ※地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ・積雪区分　H12建告示第1455号　別表（　　） ・
	4　電気保安技術者	[1.3.3] 工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要　　・不要
	5　条件明示項目	・現場説明書による　[1.3.5]
	⑥ 発生材の処理等 産業廃棄物	・現場説明書による　※構外搬出適切処理　[1.3.8] 解体工事に際しては分別解体し最終処分を行うこと
	⑦ 建築材料等	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の項目を満たすものとする。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（（社）公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。
	⑧ 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1）から5）を満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3）接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5）1）、3）及び4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEo規格品 ④旧JASのFco規格品
	9　特別な材料の工法	改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	10　技能士	[1.6.2]

適用工事種別	技能検定作業
防水改修工事	・アスファルト防水工事作業　・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業　・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業 ・左官作業　・内外装板金作業
外壁改修工事	・左官作業　・タイル張り作業　・建築塗装作業
建具改修工事	・ビル用サッシ工事作業　・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業
内装改修工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業　・カーペット系床仕上作業 ・ボード仕上げ工事作業　・鋼製下地工事作業　・左官作業 ・壁装作業　・大工工事作業　・タイル張り作業
塗装改修工事	・建築塗装作業
耐震改修工事	・鉄骨組立作業　・型枠工事作業　・とび作業　・鉄筋組立作業
コンクリートブロック・ALCパネル工事	・コンクリートブロック工事作業 ・エーエルシーパネル工事作業
石工事	・石張り作業
植栽工事	・造園工事作業

章	項目	特記事項
	⑪ 化学物質の濃度測定	[1.6.6] 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 着工前の測定　・行う 測定対象室　・図示　⊙ 集会室、倉庫（元管理人室）の２室 測定箇所数　・図示　・ 報告の様式等については、現場説明書による。
	⑫ 完成図等	⊙完成図　[1.8.1～3]　[表1.8.1] ⊙既存図面修正 ※作成する　提出部数　※各2部　・　部（A3版第2原図及び電子媒体（CD-R）） 種類　※改修標仕表1.8.1による。 ただし、種類は当該工事で該当する図面、表及び計画書とする。 ※施工計画書　提出部数　※1部　・　部 ※施工図　提出部数　※1部　・　部 ・保全に関する資料　提出部数　※1部　・　部
	⑬ 設備工事との取り合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	14　設計GL	※図示　・設計GL＝現状GL
	⑮ 工事写真	・「営繕工事電子納品要領（案）（平成14年11月版）」による ※係員の指示による
2 仮設工事	① 足場その他	内部足場　種別　※きゃたつ、足場板等　⊙ 枠組本足場（集会室内）　[2.2.1] 外部足場　種別　※A種　・B種　・C種　・D種　[2.2.1]　[表2.2.1] 防護シートによる養生　※行う　・行わない 材料、撤去材等の運搬　[2.2.1]　[表2.2.2] ・A種　※B種　・C種　・D種　・E種
	② 養生	既存部分の床養生　※コンパネ＋ビニルシート　範囲は図示による　[2.3.1] 既存家具等の養生　※ビニルシート等　・ 固定家具等の移動　※行わない　・行う（図示）
	③ 仮設間仕切	仮設間仕切り等の種別　[2.3.2]　[表2.3.1]

種別	下地	仕上材（厚さ　mm）	充てん材	塗装
・A種	※軽量鉄骨	・合板（※9.0　・　）		※無し
・B種	・木下地	※せっこうボード（※9.5　・　）	厚さ　mm	・片面
※C種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度　・		※無し
	・鋼製扉	※片面フラッシュ程度　・		・有り

④ 監督職員事務所	・既存建物内の一部を使用する　⊙構内に設置する　・設けない　[2.4.1] ⊙規模及び仕上げの程度は現場説明書による。　１０㎡程度	
⑤ 工事用水	構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（・有償　⊙無償）	
⑥ 工事用電力	構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（・有償　⊙無償）	
⑦ 工事表示版	９００×１２００程度	
⑧ 危険防止	⊙仮囲い　⊙図示による）	
4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁	① 既存塗膜等の除去及び下地処理	既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　[4.6.3]　[表4.6.1～4]

工法	処理範囲	下地面の補修
※サンダー工法	※既存仕上面全体　・	・ひび割れ部改修工法
⊙高圧水洗工法 加圧力　※50MPa程度	※既存仕上面全体　⊙図示	・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体　・	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	

塗膜はく離剤　[4.2.2]

2　下地調整材	※下地調整塗材　[4.2.2]　[4.6.4] ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用	
③ 仕上げ塗材仕上げ	種類、仕上げの形状、工法　[4.1.4]　[4.2.2]　[表4.2.3,4]	

種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・
	・可とう形外装薄塗材Si	・
	・外装薄塗材E	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
	・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状
	・防水形外装薄塗材E	・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状
	・外装薄塗材S	砂壁状
・複層仕上塗材	・複層塗材CE	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸模様
	・可とう形複層塗材CE	耐候性　※耐候形3種
	・複層塗材Si	上塗材
	・複層塗材E	溶媒　※水系　・溶剤系
	・複層塗材RE	樹脂　※アクリル系
	・複層塗材RS	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材CE	・メタリック
	・防水形複層塗材E	防水形の増塗材　※行う
	・防水形複層塗材RE	
	・防水形複層塗材RS	
⊙可とう形改修用仕上塗材	⊙可とう形改修塗材E	・平たん状
	・可とう形改修塗材RE	・さざ波状
	・可とう形改修塗材CE	⊙ゆず肌状

防火材料の指定が必要な場合　[4.2.2]　(15.5.2)
※建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

章	項目	特記事項
5 建具改修工事	① 改修工法の適用	[5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	備考
・アルミニウム製建具		・	・	
⊙鋼製建具	⊙外部	⊙	・	
	・内部	・	・	
・鋼製軽量建具		・	・	
・ステンレス製建具		・	・	

2　見本の製作等	・特殊な建具の仮組（建具符号：　　）　[5.1.5]
3　アルミニウム製建具	外部に面する建具　[5.2.2]　[表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（㎜）	施工箇所
・A種	S－4	※A－3		※70	※図示
・B種	S－5	・	※Ⅱ－4	・	・
・C種	S－6	A－4	Ⅱ－5	100	

表面処理　[5.2.4]　[表5.2.2]
※B－1　・B－2（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
屋内建具
表面処理　※C－1種又はB－1種　[5.2.4]　[表5.2.2]
・C－2種又はB－2種（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

4　網戸	防虫網　[5.2.3] 網の種別　※ガラス繊維入り合成樹脂製　・合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316） 形　式　※外部可動式　・固定式
⑤ 鋼製建具	簡易気密型ドアセットの適用は建具表による　[5.3.2]　[表5.3.1] 耐風圧性能の適用は建具表による 特定防火設備の戸　・適用する　[5.3.4]
6　鋼製軽量建具	簡易気密型ドアセットの適用は建具表による　[5.4.2]
7　ステンレス製建具	簡易気密型ドアセットの適用は特記による　[5.5.2] 耐風圧性能の適用は建具表による 表面仕上げ　※HL仕上げ　・鏡面仕上げ　・　[5.5.4] 曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強有り）　[5.5.5] 特定防火設備の戸　・適用する　[表5.5.1]
8　自動ドア開閉装置	※製造所標準製作規定寸法許容差による　[5.7.2,3]　[表5.7.1～3]

開閉方法	センサの種類	
※スライディングドア	・マットスイッチ	・電子マットスイッチ
・スイングドア	※光線スイッチ	・音波スイッチ
	・熱線スイッチ	・光電スイッチ

・凍結防止措置（適用箇所は建具表による）

9　自閉式上吊り引戸装置	品質規格　※ 改修標仕5.8.3による　[5.8.3]　[表5.8.1] ・ 製造所標準仕様による
⑩ 木製建具	かまち戸の樹種　かまち（　　）　鏡板（　　）　(16.6.2) ふすまの上張り　※新鳥の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く）　(表16.6.3) ・鳥の子 建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　(16.6.2) ※規制対象外　・第三種
⑪ 建具用金物	マスターキー　※製作する　⊙製作しない　[5.6.4] 建具用金物　[5.6.2,3]　[表5.6.1,2] 錠類はシリンダー箱錠（レバーハンドル）とする なお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承諾を受ける 吊金物 ⊙丁番（内部建具については、軸を鉄芯としてもよい） ・ピボットヒンジ
⑫ ガラス	※建具表による　[5.12.2] ・ガラスブロック　[5.12.5]

寸法（mm）	色調	パターン	防火認定
	※クリア　・熱線反射		※無し
	・乳白　・カラー（　　）		・有り

⑬ ガラス留め材及び溝	ガラス留め材　[5.12.2]　[表5.12.1]

建具の種類	材種
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（FIX部はシーリング材）
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。
板ガラスをはめ込む溝の大きさ　[5.12.3]
改修標仕5.12.3以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は（社）日本建築学会
JASS17 ガラス工事　「3.1納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出する。

14　ガラス用フィルム	

名称	種類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第2種	※内張り　・外張り	飛散防止率　D1
・			

品質JIS A 5759による

15　重量シャッター	[5.9.2]　[表5.9.1]

シャッターの種類	
・一般重量シャッター	耐風圧性能（　　）N/㎡
・外壁用防火シャッター	耐風圧性能（　　）N/㎡
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	

開閉機能
※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
危害防止機構　※障害物感知装置（自動開錠型）　[5.9.2]
・シャッターの二段降下方式
一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない　[5.9.2]

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	
		A－01	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修特記仕様書（１）	縮尺	NON
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

6 内装改修工事

① 改修範囲
既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [6.1.3]
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
○図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
○図示の範囲
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま
○図示の範囲

2 既存床の撤去並びに下地補修
ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2]
・下地モルタルとも（※図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗り床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒工法
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・

3 既存壁の撤去並びに下地補修
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2] [4.4.9]
※図示
・モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強　※行う　・行わない）

4 木下地等
木材の品質 [6.5.2] [表6.5.2,3]
※改修標準仕様書6.5.2による　・市販品
代用樹種　※改修標仕表6.5.4による [6.5.2] [表6.5.4]
・代用樹種を適用しない箇所（　　）
保存処理木材を適用する箇所（　　）

⑤ 集成材等 G [6.5.2]

品　名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種
※集成材	※一般材	○たも　・なら　・しおじ	
・構造用集成材	※1級　・2級	・	
・造作用集成材	※1等　・2等	・	
・化粧ばり造作用集成材	※1等　・2等	・	・

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

6 接着剤
接着材に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 [6.5.2]
※木工事に使用する接着剤
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種 [6.8.2] [6.14.2]
※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤、
壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

7 防腐、防蟻処理
行う箇所（　　）
防腐処理　※行う（※図示　・　）
防蟻処理　・行う（※図示　・　）
防腐、防蟻処理の種類、品質
表面処理用木材保存剤（防腐・防蟻剤）は監督職員の承諾するものとする。

8 床板張り
フローリング及び縁甲板張り床 [表6.5.11]

下張り用床板	※無し		
	・有り	※合板張り	ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外　・第三種
		・板張り	
床板	※単層フローリング（共仕19.5.2による）		ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外　・第三種
	・縁甲板		※ひのき　・

⑨ 軽量鉄骨天井下地
野縁等の種類 [6.6.2] [表6.6.1]
屋外（・19型　※25型）　屋内（※19型　○25型）
既存の埋込インサート　・使用する　●使用しない [6.6.3,4]
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　●行わない [6.6.4]

10 軽量鉄骨壁下地
スタッドの高さが5mを超える場合　※図示 [6.7.3] [表6.7.1]

⑪ ビニル床シート張り [6.8.2]

種　類	JISの記号	色　柄	厚さ（mm）
※発泡層のないもの	※NC　・	※無地　・マーブル柄	※2.5
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地	
・			
・			

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　　） [6.8.3]

12 ビニル床タイル張り [6.8.2]

種　類	JISの記号	厚さ（mm）	備　考
※コンポジションビニル床タイル（半硬質）	CT	※2	
・コンポジションビニル床タイル（軟質）	CTS	・	
・ホモジニアスビニル床タイル	HT	・	

13 帯電防止床タイル張り [6.8.2]

種　類	厚さ（mm）	性　能
・コンポジションビニル床タイル	※2　・	体積抵抗値（JIS K 6911による）
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は4.5	$1.0X10^{7}\Omega$以下、または、
・	・	漏えい抵抗値（JIS A 1454による）
・	・	$1.0X10^{10}\Omega$未満

14 視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材）
ブロックパターンはJIS T 9251による [6.8.2]
色彩は黄色を原則とする
屋　内　※塩化ビニル製　・磁器又はせっ器質タイル（※300　・　）
・レジンコンクリート製
屋　外　※レジンコンクリート製　・磁器又はせっ器質タイル（※300　・　）

⑮ ビニル幅木
高さ（mm）　・60　・75　○100 [6.8.2]

16 合成樹脂塗り床 [6.10.3] [表6.10.3～7]

種　別	仕上げの種類
・弾性ウレタン塗り床材	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗り床材	※薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑） ・防滑仕上げ

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量 [6.10.2]
※規制対象外　・第三種

17 フローリング張り [6.11.2～7] [表6.11.1～4]

種　別	材　種	工　法	仕上げ塗装等	備考
※天然木化粧複合フローリング	※なら ・ひのき	※釘どめ工法（C種）	※塗装品 ・無塗装品	
	・	・	・	
	・	・	・	

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

18 畳敷き [6.12.2,3] [表6.12.1]

下地の種類	畳の種別
改修標仕　表6.5.9による床組	※B種　・
ポリスチレンフォーム床下地	※C種　・

畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする

19 ポリスチレンフォーム床下地材
畳下地　厚さ（mm）　※40　・65　・80
フローリング類　厚さ（mm）　※80　・95

20 カーペット敷き
・繊じゅうたん [6.9.2,3] [表6.9.1]

種　別	パイル形状	色柄　等	備考
・A種	・カットパイル	※無地	
・B種	・ループパイル	・柄物（標準品）	
・C種	・カット、ループパイル併用	・	

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タフテッドカーペット [6.9.2,3] [表6.9.2]

パイル形状	パイル長（mm）	工　法	備考
・カットパイル	※5～7　・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	
・ループパイル	※4～6　・		
・レベルループパイル	※4　・		
・カット、ループ併用	・		

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・

・タイルカーペット [6.9.2,3] [表6.9.2]

パイル形状	種　類	種　類	総厚さ（mm）	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種	※500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル				
・カット、ループ併用				

耐電性　・人体帯電圧3kV以下（フリーアクセスフロア敷設範囲）

㉑ せっこうボードその他のボード張り [6.13.2] [表6.13.1]

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW G	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板	NW G	・15　・20　・25　・
○けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ2（無石綿）（○6　○8　・　）
○ロックウール化粧吸音板	DR	※フラットタイプ （※9（不燃）　・12　・　） ・凹凸タイプ （※12（不燃）　○15　・19　・　）
・ロックウール化粧吸音板（軒天井用）	DR DR(凹凸) DR(軒天) DR(軒天凹凸)	※フラットタイプ 9（（個）不燃） ・凹凸タイプ （※12　・15）（（個）不燃）
○せっこうボード	GB－R	※12.5（不燃）　○9.5（準不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB－NC	9.5（不燃）　化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB－S	12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB－F	12.5（不燃）　15.0（不燃）
・せっこうラスボード	GB－L	9.5
・化粧せっこうボード（木目）	GB－D	12.5（不燃）幅440mm程度 模様（※柾目　・板目）　専用下地材付き
○難燃合板	G	・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度）　○図示
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による　厚さ1.2
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF G	・3　・7　・9　・12　・
・単板張りパーティクルボード	G	・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18　・
・ハードボード（素地）	HB G	・無研磨板（・スタンダード　・テンパード） ・研磨板　（・スタンダード　・テンパード）
・インシュレーションボード	IB G	A級（・天井仕上　・内装仕上　・　） ・9　・12　・15　・18　・

合板類、繊維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
※適用する　・適用しない

22 吸音材 [表6.13.1]

種　類	JISの記号	厚さ（mm）
・ロックウール吸音ボード1号	RW－B	※25　・
※グラスウール吸音ボード32K	GW－B	※25　・

23 壁紙張り [6.14.2]

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維（織物）	プラ（ビニル）	その他化学繊維	無機質	防火性能	備考
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	

素地ごしらえ [6.14.3] [表7.2.4] [表7.2.7]
モルタル、プラスター面　※RB種　・RA種（施工箇所：　　）
せっこうボード面　※RB種　・RA種（施工箇所：　　）
壁紙のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種 [6.14.2]

24 モルタル塗り材料
吸水調整材 [6.15.3]

全固形分（%）	吸水量（g）	接着強度（N/mm²）	界面破断率（%）
表示値±1.0	30分で1g以下	0.98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
防水剤（防水モルタル塗りの混入剤）
防水剤の種類　建築用のモルタルに用いるセメント防水剤

混合割合	凝　結　時　間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201の試験において 始発　1時間以上 終結　10時間以内	70%以上	95%以下	80%以下

収縮性、膨張性のひび割れおよびそりがないこと。
既製目地材　※適用しない　・適用する

25 陶磁器質タイル張り
タイルの種類 [6.16.3]

施工箇所	形状寸法（mm）	きじ 磁器	きじ せっ器	きじ 陶器	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 あり	役物 なし	色 標準	色 特注	再生材の適用 G	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がりの役物は一体成形とする
タイルの見本焼き　※行わない　・行う（※外装タイル　・　）
内装タイル　※壁タイル接着剤張り　・積上げ張り

㉖ 断熱材 (19.9.2,3)

種　類		施工箇所	厚さ（mm）	品質等
・押出法ポリスチレンフォーム保温板	※2種b	※一般部 ・	※25 ・	特定フロンを使用しないもの
	※3種b（スキン層付）	・接地部分 ・	※25 ・	
・現場発泡断熱材		※断熱材補修部分	——	特定フロンを使用しないもの 難燃性※3級　・2級
		・一般部 ・	※15 ・	

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した
断熱材のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

27 浴室天井材
市販品

材　質	表面仕上げ	性　能	幅（mm）	備　考
※アルミニウム製	※焼付け塗装品 ・アルマイト処理品	準不燃品	※200 ・100	回り縁は縁付とし、製造所の標準品とする。
・硬質塩ビ製	※塗装品 ・木目調		※300 ・100	

28 フリーアクセスフロア (20.2.2)

施工箇所	構　法	仕上り高（mm）	適用地震時水平力	耐荷重性能	表面仕上げ材	備　考
	・パネル構法 ・溝構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	
	・パネル構法 ・溝構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	
	・パネル構法 ・溝構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	

耐震性能5,000Nについては、平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。
表面仕上げ材の品質・規格等は、各内装工事による
スロープ及びボーダー　※製造所の標準仕様　・図示
コンセント等の取付け対応　※製造所の標準仕様　（コンセント本体は別途設備工事）
コンセントの箇所数は図示
配線用取り出しパネル　配線取り出し開口：パネル1枚につき40mm×80mm程度の開口1ヶ所以上
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合
※20～30パーセント　・
空調用吹き出しパネル　※無し
・有り（※固定式　・可変式　：施工箇所は図示）

29 可動間仕切 (20.2.3)

構造形式	パネル部の総厚さ（mm）	表面材種 厚さ（mm）	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 ・スタッドパネル式 ・パネル式	・	※鋼板 （※0.6　・0.8） ・	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け ・	・あり （　） ・なし	・あり ・なし

30 移動間仕切 (20.2.4)

遮音性能	厚さ（mm）	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		※鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ（36db以上）		※鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は23壁紙張りによる
遮音性能はJIS A 6512の遮音試験に準拠する

㉛ トイレブース
表面仕上げ材　※メラミン樹脂系化粧板（標準色　アルミ製コーナーエッジ付き）　・ポリエステル樹脂系化粧板 (20.2.5)
足形状　※幅木型　・足金物型

32 階段滑止め
材　種　ステンレスSUS304 (20.2.6)
形　状　ビニルタイヤ入り
両端フラットエンド　※有り（・ステンレス製　※ビニル製）　・無し
幅（mm）　約35
取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

33 階段手すり

種　別	施工箇所
※集成材クリアラッカー仕上げ（市販品　径　約45mm）	
・ビニル製ハンドレール（幅　約50mm）	

34 黒板及びホワイトボード (20.2.8)

種　類		寸法（mm）	色　彩	備　考
・黒板	※焼付け		※緑　・黒	※平面　・曲面　・スクリーン付引分
			※緑　・黒	
・ホワイトボード	※ほうろう		※白	※平面　・曲面　・スクリーン付引分

35 表示
衝突防止表示　※図示（市販品　※ステンレス製　径約30mm　・　） (20.2.10)
（・両面　・片面）
・無し
表示標識　案内用図記号についてはJIS Z 8210による
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。
製造所　監督職員の承諾する製造所

36 ブラインド
・既存再使用する（養生方法：　） [2.3.1] [5.1.6]
・新設する (20.2.12)

形　式	種　類	スラットの材質	スラットの幅（mm）
※横型	※ギヤ式　・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 ・	※25
・縦型	・1本操作コード ・2本操作コード	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100

37 ロールスクリーン
防炎性能　※有り
製造所　性能の確認できる資料を監督職員に提出する (20.2.13)

施工箇所	装　置 電動	装　置 手引	性　能（防炎性能）	備　考
	・	・		
	・	・		
	・	・		

38 カーテン
・既存再使用する（養生方法：　） [2.3.1] [5.1.6]
・新設する (20.2.14)

施工箇所	形　式 片引	形　式 引分	装　置 電動	装　置 ひも引	装　置 手引	ひだの種類	性　能	備　考
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			

㊴ カーテンレール
○既存再使用する [5.1.6]
・新設する (20.2.14)
材　種　※アルミニウム製　・ステンレス製
形　式　・片引き　・引分け（※暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする）

㊵ ブラインドボックス及びカーテンボックス
○既存再使用する [5.1.6]
・新設する
・市販品（アルミニウム製　押出し型材）
溝幅×深さ（mm）　・90×150　※120×80　・120×150　・150×80　・
色彩　※B－1　・B－2（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
・図示

㊶ 天井点検口
材　質　アルミニウム製（※額縁タイプ　・目地タイプ）

㊷ 床点検口
材　質　アルミニウム製（受け枠　※アルミ製　・ステンレス製）

43 鋼製書架及び物品棚

種　類	規格等	耐荷重による種類
・鋼製書架	JIS S 1039の規格による	水平荷重Ⅰ又は水平荷重Ⅱ
・鋼製物品棚	JIS S 1040の規格による	※1種　・2種　・3種

44 くつふきマット
市販品
材　質　・塩化ビニル製（コイル状　ステンレス製受枠）　・ビニル製（ステンレス製受枠）
・硬質アルミニウム製（受枠とも）　・ステンレス製（受枠とも）

45 流し台ユニット

種　類	寸法（L＝　mm）	適用内容	規格・品質等
・流し台	※1200　・1500　・1800	トラップ付き	※優良住宅部品
・コンロ台	※600　・700　・	バックガード　※有り	（セクショナルキッチンⅠ型）
・つり戸棚	※1200　・900　・600		・
・水切り棚	※1200　・900	ステンレス製　※1段式	※市販品

46 屋内掲示板
枠の材質　※アルミニウム製
表面の材質　※塩ビ発泡シート張り　・

㊼ 洗面カウンター
材　種　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　○人工大理石
奥行き（mm）　・約450　・約600　○図示

48 収納家具
材質 (12.2.2) (19.7.2)
形状・寸法　※図示
合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	A－02
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修特記仕様書（2）	縮尺	NON
設　計	久留米市都市建設部　建築課		
資　格	号		
住　所	久留米市城南町15-3		
氏　名	印		

7 塗装改修工事

① 材料

屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

② 下地調整　[7.2.2～7]　[表7.2.1～7]

下地面の種類	下地調整の種別	備　考
木部	・RA種　※RB種	
鉄鋼面	・RA種　※RB種	
亜鉛めっき面	・RA種　※RB種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	※RB種　・RC種	
モルタル、プラスター面	・RA種　※RB種	
コンクリート、ALCパネル面	・RA種　※RB種	（2ーUE）、（2ーASE）及び（2ーFUE）は除く
せっこうボード、その他ボード面	・RA種　※RB種	

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修　[表7.2.4～6]
※行わない　・行う（補修範囲及び補修方法は図示）

③ 合成樹脂調合ペイント塗り　新規鉄面の塗りの種別　・A種　※B種　[7.4.4]　[表7.4.2]

④ フタル酸樹脂エナメル塗り
新規木部の塗りの種別　・A種　※B種　[7.5.2]　[表7.5.1]
新規鉄面、亜鉛めっき面の塗りの種別　・A種　※B種　[7.5.3]　[表7.5.2]

⑤ 2液形ポリウレタンエナメル塗り　[7.8.2～4]　[表7.8.1～3]

下地の種類	新規塗りの種別	塗り替えの種別	備　考
鉄面	※A種　・B種	・A種　※B種	
亜鉛めっき面	※A種　・B種	・A種　※B種	
コンクリート及び押出成形セメント板面	※A種　・B種	・A種　※B種	

⑥ アクリルシリコン樹脂エナメル塗り　新規鋼製建具等　※B種　[7.9.3]　[表7.9.2,3]

⑦ 常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗り　[7.10.2～4]　[表7.10.1～3]

下地の種類	新規塗りの種別	塗り替えの種別	備　考
鉄面	※A種　・B種	・A種　※B種	
亜鉛めっき面	※A種　・B種	・A種　※B種	
コンクリート及び押出成形セメント板面	※A種　・B種	・A種　※B種	

⑧ つや有合成樹脂エマルションペイント塗り　新規の塗りの種別　・A種　※B種　[7.11.2]　[表7.11.1]

⑨ 合成樹脂エマルションペイント塗り　新規の塗りの種別　・A種　※B種　[7.12.2]　[表7.12.1]

⑩ 合成樹脂エマルション模様塗り　新規の塗りの種別　・A種　※B種　[7.14.2]　[表7.14.1]
塗替えの場合

既存塗膜	下地調整	種　別
合成樹脂エマルション模様塗り	※RB種	※A種
	・RC種	※C－3種
平滑な塗料塗り	※RB種	・A種　・B種
	・RC種	・C－1種　・C－2種

8－1 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事

① 鉄筋の種類　[8.2.1]　[表8.2.1]

種類の記号	呼び名（mm）
○SD295A	※D16以下　・
・SD345	※D19以上　・
・	

② 溶接金網　網目の形状、寸法及び鉄線の径　[8.2.2]

網目の形状、寸法（たて×よこ）	鉄線の径または呼び（mm）	規格
※100×100	※6.0	JIS G 3551による
・	・	

③ 鉄筋の継手　継手工法　[8.3.4]　[表8.3.3]

継手方法	呼び名（mm）	適用箇所
・ガス圧接		
○重ね継手	D10	便所床
・		

④ 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ　鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、目地底から算定する。　[8.3.5]　[表8.3.6]
・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。

施工箇所	標仕 表8.3.6の値に加える寸法（mm）
柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打ち放し面	※10　・

⑤ 各部の配筋　柱の配筋
帯筋の組立ての形の種別　[8.3.4]　[図8.3.4]
・H形　・W－Ⅰ形　※W－Ⅲ形

⑥ ガス圧接　圧接部の確認試験　[8.3.9]
※超音波探傷試験
・引張試験

⑦ コンクリートの種類及び強度　レディーミクストコンクリートの類別　[8.1.3]　[表8.1.1]
※Ⅰ類　・Ⅱ類
普通コンクリートの設計基準強度　[8.1.3]

設計基準強度Fc（N/mm²）	適用箇所
※21	
・	

軽量コンクリートの設計基準強度　[8.10.1]　[表8.10.1]

設計基準強度Fc（N/mm²）	気乾単位容積質量（t/m³）	種　別	適用箇所
※21			
・			

⑧ コンクリートの品質　スランプ　[8.1.4]

スランプ（cm）	適用箇所
※18	
・	

⑨ 普通コンクリート
セメントの種類　[8.2.5]　[表8.2.3]
※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種
・高炉セメントB種
普通ポルトランドセメントは、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

混和材料
混和材料の種類　[8.2.5]　[8.5.8]
※混和剤
・混和材

⑩ 無筋コンクリート　(6.14.3)

種　類	設計基準強度Fc（N/mm²）	スランプ（cm）	粗骨材の最大寸法	適用箇所
※普通コンクリート	※18	※15又は18	※25mm	
・軽量コンクリート	・		・20mm	

⑪ あと施工アンカーの材料　あと施工アンカーの材料　[8.2.4]
○金属系アンカー（耐震補強用）
※接着系アンカー
接着剤の品質　※有機系　・
アンカー筋の種類　※鉄筋コンクリート用棒鋼
・全ねじボルト

⑫ あと施工アンカーの穿孔　穿孔前の埋込み配管等の探査　[8.11.2]
範囲　※あと施工アンカー施工部分全て　・図示
方法　※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・はつり出しによる

⑬ あと施工アンカーの施工確認試験　アンカー筋　※行う（確認強度は図示による）　[8.11.5]
○行わない

9 環境配慮改修工事

① アスベスト含有調査　・行う（下表による）　○行わない

材　料　名	調査方法	1材料あたりの試料数
	※X線回折分析	※3
	・	・

② アスベスト除去工事　吹付けアスベストの施工数量調査　[9.1.2]　[表9.1.1,2]
※　行う
アスベスト粉じん濃度測定　※　行う
表9.1.1及び表9.1.2による他、関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。
除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。
作業管理者は、資格証明書の写しに工事履歴書を添付して監督職員に提出し、承諾を受ける。
吹付けアスベストのアスベスト処理後の機能回復のための工事　※図示
測定室　・図示
測定点　・図示

③ アスベスト成形板の処理等　処理を行うアスベスト成形板の仕様等　[9.1.3]

材　料　名	厚さ（mm）	処理を行う範囲
		※図示　・

施工調査
アスベスト成形板については、久留米市建築課「アスベスト（石綿）等除去改修工事仕様書（平成１７年１１月）」に従い、除去・収集・運搬・処理を行う。

解体工事特記仕様書

1 一般共通事項

1．適用基準等
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○再生資源の利用の促進に関する法律
○建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律　※１
・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律　※２
・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
○建築工事安全施工技術指針
○建設工事公衆災害防止対策要綱
○建設副産物適正処理推進要綱
○建設廃棄物処理指針
○解体工事安全施工指針　建設業労働災害防止協会
○コンクリート工作物解体工事の作業指針　建設業労働災害防止協会
・鉄筋コンクリート地下構造物の解体工法　建設業労働災害防止協会
・建築物の解体等に係る　石綿飛散防止対策マニュアル
・ＰＣＢ使用電気機器の取扱いについて

2．適用範囲等
すべての設計図書は相互に補完するものとする。
ただし、設計図書間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（１）から（4）の順番のとおりとする。
（１）質疑回答書
（２）特記仕様書
（３）図面
（４）公共建築工事標準仕様書（以下「標仕」という。）及び公共建築改修工事標準仕様書下「改修標仕」という。）

3．文化財その他埋蔵物　工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。　その後の措置については、監督員の指示に従う。　（１．１．１２）

4．施工中の安全確保及び環境保全　建築基準法、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止処理法その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。　（１．３．７）

5．近　隣　対　策　工事に伴う現場周辺からの苦情については、請負業者が誠意を持ってこれに対処しその内容を文書にて監督員に報告を行うこと。

6．過積載等の防止　ダンプトラック等による工事用資機材等の超過積載を行わないこと。　さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に出入りさせないこと。不法無線器設置のダンプトラック等の工事現場内の出入りを禁止する。

7．既存建物との取り合い　工事に際し、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合、または障害物等を移設・切りまわしを行った場合は、原形に復元する。

8．廃棄物処理の委託　処理委託契約書の写し及び産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写しを提出すること

9．　工事実績情報の登録（工事カルテ）　請負者は、工事請負額が５００万円以上の工事について、受注時は契約後１０日以内に登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、竣工時は竣工後１０日以内に工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出しなければならない。　また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。
（但し、請負金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時、訂正時のみの登録とする）
問い合わせ先
〒８１２－００１６　福岡市博多区博多駅南１－３－１１博多南ビル８階
（財）日本建設情報総合センター九州地方センター
ＴＥＬ　０９２－４１１－３４７３
ＦＡＸ　０９２－４１１－３４８６

10．引き渡しを要するもの　・（　　）

11．特別管理産業廃棄物　・有　・無

別表（建設副産物の具体例）

建設副産物
- 建設発生土等
  - 建設発生土 ― 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
  - 有価物 ― スクラップ等他人に有償で売却できるもの
- 建設廃棄物
  - 一般廃棄物

事務所ごみ	現場事務所での作業、作業員の飲食等に伴う廃棄物（図面、雑誌、飲料空缶、弁当がら、生ごみ）
燃えがら	現場内焼却残渣物（事務所ごみ）

  - 産業廃棄物
    - 安定型処分場で処分できるもの

分　類	工事から排出される産業廃棄物の具体的内容
廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール 合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ 保安隙くず、廃缶類
ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶器くず、耐火れんがくず
がれき類	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 １．コンクリート破片 ２．アスファルト・コンクリート破片 ３．レンガ破片
汚　泥	含有率が高く微細な泥状の掘削物（掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態（コーン指数がおおむね２００ｋＮ／130以下または一軸圧縮強度がおおむね５０ｋＮ／130以下）具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水等）

    - 安定型処分場で処分できないもの

木くず	工作物の解体木くず（木造解体材、内装撤去材） 新築、改築等の木くず（型枠、足場材等、内装建具工事等の残材）、伐採材・伐採材
紙くず	工作物の新築、改築、又は撤去に伴って生ずる紙くず（包装材、ダンボール、壁紙くず、障子）
繊維くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる繊維くず（廃ウエス、縄、ロープ類、畳、じゅうたん）
廃プラスチック類	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
ガラスくず及び陶磁器くず、がれき	廃石膏ボード、廃プラウン管（側面部）、有機性のものが付着した廃容器・包装
金属くず	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装、鉛管、鉛板、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極
廃　油	アスファルト乳剤等の使用残渣（タールピッチ類）、防水アスファルト、重油
燃えがら	現場内焼却残渣物（ウェス、段ボール等）

    - 特別管理産業廃棄物

廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物（吹付石綿・石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆盤を除去したもの）
廃ＰＣＢ等	ＰＣＢ含有のトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
廃酸（ｐＨ２．０以下）	硫酸等（排水中和剤）
廃酸アルカリ（ｐＨ１２．５以上）	六価クロム含有臭化リチウム（冷凍機冷媒）
引火性廃油（引火点７０℃以下）	揮発油類、灯油類、軽油類

2 調査計画

1．発生材の処理

建設副産物の処理について

資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するために、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理をより一層推進し、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図るため、建設リサイクルを先導的かつ強力に推進しています。
解体工事に際しては、再資源化を努めるとともに、再資源化の利用の促進に関する法律、建設リサイクル法、建設廃棄物処理指針（旧厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室）その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（旧建設省）に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
また、工事に際しては、工事着手時に「産業廃棄物処理計画書」、工事竣工時に「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。
下記の建設副産物については、別表（建設副産物の具体例）に従い、再資源化や適正な処理が可能となるよう処理方法に応じて、分別を徹底するとともに、適正に処理しなければならない。

○指定副産物（再資源化施設に持込むもの）	・建設発生土（土砂） ○がれき類（無筋コンクリート塊） （有筋コンクリート塊） （アスファルト・コンクリート塊） ○木材（木くず）
○その他の副産物	・汚泥 ○廃プラスチック ○ガラス陶磁器くず ○廃石こうボード ○金属くず ○紙くず ○繊維くず

○廃石綿等
現在調査中。含有が確認された場合は
久留米市建築課　「アスベスト(石綿)等除去改修工事仕様書」（平成17年11月1日）
に従い、除去、収集、運搬、処分を行う。
・廃ＰＣＢ等
「ＰＣＢ使用電気機器の取扱について（旧通産省）」に従い、届出をし保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

3 解体工事

1．使用機材　国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により環境負荷の低減できる機械を選定すること。

2．とりこわし

木造の解体
内装材、造作材の撤去　※手こわし　・機械解体　・両者併用
外装材屋根葺材の撤去　※手こわし　・機械解体　・両者併用
軸組構造材の撤去　※機械、手こわしの併用　・（　　）
基礎、土間の撤去　※圧砕機、ブレーカの併用　・（　　）

鉄骨造の解体
内装材、造作材の撤去　※手こわし　・機械解体　・両者併用
外装材屋根葺材の撤去　※機械、手こわしの併用　・（　　）
鉄骨部材の撤去　※ガス切断　・鉄骨切断カッター
基礎、土間の撤去　※圧砕機、ブレーカの併用　・（　　）

ＲＣ造、ＳＲＣ造の解体
内装材、造作材の撤去　※手こわし　・機械解体　・両者併用
地上部分の撤去　※圧砕機、ブレーカの併用　・圧砕機、転倒併用　・（　　）
地下部、基礎部の撤去　※圧砕機、ブレーカの併用　・（　　）
鉄骨部材の撤去　※ガス切断　・鉄骨切断カッター

3．公害の防止　粉塵の飛散防止のため、高圧ジェットポンプ等により十分な散水を行うこと。

2．施工計画書　※要する　・要しない

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	Ａ－０３
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修特記仕様書（３）	縮尺	ＮＯＮ
設　計	久留米市都市建設部　建築課		
資　格	号		
住　所	久留米市城南町15-3		
氏　名	印		

内部仕上表

	室　名		床高	床	巾　木	腰　壁	壁	天　井	廻り縁（改造後）	天井高（改造後）	備　考
農村環境改善センター棟	集会室（集会室）	改造前	±０	モルタル金コテ下地 (ｱ)２長尺塩ビシート貼　そのまま	木製　Ｈ＝３００　ＯＰ塗り そのまま 柱型：モルタル金コテＶＰ塗り	下地組：木胴縁　そのまま (ｱ)５．８銘木化粧合板（難然処理）張り　そのまま 柱型：モルタル金コテ下地ゾラコート吹付	下地組：木胴縁　そのまま (ｱ)６有孔吸音ケイカル板張り　ＶＰ塗り 柱型：モルタル金コテ下地ゾラコート吹付	下地組：ＬＧＳ＠４５５　解体撤去 (ｱ)９石膏ボード下地　吸音材吹付の上樹脂塗装塗り　解体撤去 一部折り上げ天井：　(ｱ)１２石膏ボード下地　ビニルクロス貼り　解体撤去 一部下り天井：(ｱ)９石膏ボード張りＥＰ塗り　解体撤去		４，２００ ～５，２００	
		改造後	±０	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存ボード面塗装下地処理の上　ＥＰ塗り 柱型：既存ゾラコート吹付面　下地処理の上ＥＰ塗り	下地組：１９型ＬＧＳ＠３０３　新設 (ｱ)9.5石膏ボード＋(ｱ)１５ロックウール吸音板（キュープ）貼り　新設 一部折り上げ天井：(ｱ)9.5石膏ボード＋(ｱ)１５断熱サイディング波型鋼板塗装品曲面張り 一部入り口上部天井：既存ボード面塗装下地処理の上ＥＰ塗り　新設	塩ビ製 新設	４，２００ ４，２８５～ ４，９８５	断熱材：天井面ｸﾞﾗｽｳｰﾙ敷込５０㎜２４kg
	集会室（集会室ステージ）	改造前	＋４５５	木組下地 フローリング張り		下地組：木胴縁　解体撤去 (ｱ)６石綿板張り　ＶＰ塗り　解体撤去	下地組：木胴縁　解体撤去 (ｱ)６石綿板張り　ＶＰ塗り　解体撤去	下地組：ＬＧＳ＠４５５　解体撤去 (ｱ)９石膏ボード下地　吸音材吹付の上樹脂塗装塗り　解体撤去 一部下り天井：(ｱ)９石膏ボード張りＥＰ塗り　解体撤去		４，２００ ～５，２００	
		改造後	＋４５５	既存のまま	木巾木H=100　新設 ＳＯＰ塗り	下地組：木組下地４５ｘ４５@４５５タテヨコ共　新設 (ｱ)12.5石膏ボード＋(ｱ)5.8難然化粧突き板合板目透し張り　新設	下地組：木組下地４５ｘ４５@４５５タテヨコ共　新設 (ｱ)12.5石膏ボード＋(ｱ)5.8難然化粧突き板合板目透し張り　新設	下地組：１９型ＬＧＳ＠３０３　新設 (ｱ)9.5石膏ボード＋(ｱ)１５ロックウール吸音板（キュープ）貼り　新設 一部折り上げ天井：(ｱ)9.5石膏ボード＋(ｱ)１５断熱サイディング波型鋼板塗装品曲面張り　新設	塩ビ製 新設	４，２００	断熱材：天井面ｸﾞﾗｽｳｰﾙ敷込５０㎜２４kg
	１階便所（１階便所）	改造前	－５０	モルタル下地 ２５角磁器タイル貼り	７５角半磁器タイル貼り そのまま 面台腰部ＣＢ壁のみ解体撤去	７５角半磁器タイル貼り そのまま	７５角半磁器タイル貼り そのまま	下地組：ＬＧＳ＠４５５　解体撤去 (ｱ)６ケイカル板張り　ＶＰ塗り　解体撤去	塩ビ製 撤去	２，４１５	既存床下点検ハッチ（２）：解体撤去 衛生器機等撤去は機械設備工事
		改造後	±０	既存床の上　コンクリート金コテ下地 (ｱ)2.5長尺塩ビシート貼り 小便器下：(ｱ)１３おだれフロア貼り	ビニル巾木H=100　新設	下地組：既存タイル面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)６ケイカル板捨て張り＋(ｱ)６化粧ケイカル板張り　新設	下地組：既存タイル面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)６ケイカル板捨て張り＋(ｱ)６化粧ケイカル板張り　新設	下地組：１９型ＬＧＳ＠３０３　新設 (ｱ)６ケイカル板張り（９００角）ＥＰ塗り　新設	塩ビ製 新設	２，３６５	４５０角アルミ製床下点検ハッチ（２）　新設　（設置位置は既存合わせ） 手洗カウンター（２） ベビーシート（１）及びベビーチェアー（２）は機械設備工事
	２階便所（２階便所）	改造前	－５０	モルタル下地 ２５角磁器タイル貼り	７５角半磁器タイル貼り そのまま 面台腰部ＣＢ壁のみ解体撤去	７５角半磁器タイル貼り そのまま	７５角半磁器タイル貼り そのまま	下地組：ＬＧＳ＠４５５　解体撤去 (ｱ)６ケイカル板張り　ＶＰ塗り　解体撤去	塩ビ製 撤去	２，３１５	衛生器機等撤去は機械設備工事
		改造後	±０	既存床の上　コンクリート金コテ下地 (ｱ)2.5長尺塩ビシート貼り 小便器下：(ｱ)１３おだれフロア貼り	ビニル巾木H=100　新設	下地組：既存タイル面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)６ケイカル板捨て張り＋(ｱ)６化粧ケイカル板張り　新設	下地組：既存タイル面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)６ケイカル板捨て張り＋(ｱ)６化粧ケイカル板張り　新設	下地組：１９型ＬＧＳ＠３０３　新設 (ｱ)６ケイカル板張り（９００角）ＥＰ塗り　新設	塩ビ製 新設	２，２６５	
	倉庫（管理人室・和室）	改造前	＋１７０	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)１２杉板＋たたみ敷き　撤去 一部　(ｱ)１２えんこう板張り　撤去	たたみ寄せ　撤去	木組下地面：(ｱ)７ラスボード　プラスター塗り　解体撤去 ＲＣ下地面：　モルタル金コテ下地プラスター塗り　そのまま	木組下地面：(ｱ)７ラスボード　プラスター塗り　解体撤去 ＲＣ下地面：　モルタル金コテ下地プラスター塗り　そのまま	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)２．８化粧突き板合板　撤去	木廻り縁・付け鴨居 ４０ｘ３０ 撤去	２，４００	
		改造後	±０	モルタル薄塗り下地　新設 (ｱ)2.5長尺塩ビシート貼り	ビニル巾木H=100　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：１９型ＬＧＳ＠４５５　新設 (ｱ)９．５化粧石膏ボード　新設	塩ビ製 新設	２，５７０	造り付け棚
	倉庫（管理人室・押入）	改造前	＋２００	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)５．５　ラワン合板　撤去	雑巾摺り　撤去	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)３　ラワン合板　撤去	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)３　ラワン合板　撤去	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)３　ラワン合板　撤去		２，５１０	
		改造後	±０	モルタル薄塗り下地　新設 (ｱ)2.5長尺塩ビシート貼り	ビニル巾木H=100　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：１９型ＬＧＳ＠４５５　新設 (ｱ)９．５化粧石膏ボード　新設	塩ビ製 新設	２，５７０	
	倉庫（管理人室・台所）	改造前	±０	モルタル下地 (ｱ)２ビニル床タイル貼り　撤去	ビニル巾木H=75　撤去 木巾木H=130　撤去	木組下地面：(ｱ)６石綿板張りＶＰ塗り　解体撤去 ＲＣ下地面：　モルタル金コテ下地プラスター塗り　そのまま 一部　７５角タイル貼　そのまま	木組下地面：(ｱ)６石綿板張りＶＰ塗り　解体撤去 ＲＣ下地面：　モルタル金コテ下地ＶＰ塗り　そのまま	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)６ケイカル板張り　ＶＰ塗り　解体撤去	塩ビ製 撤去	２，４００	流し台、吊戸棚　撤去は機械設備工事
			±０	モルタル薄塗り下地　新設 (ｱ)2.5長尺塩ビシート貼り	ビニル巾木H=100　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：１９型ＬＧＳ＠４５５　新設 (ｱ)９．５化粧石膏ボード　新設	塩ビ製 新設	２，５７０	
	倉庫（管理人室・便所）	改造前	＋８０ 一部 ＋３８０	モルタル下地　解体撤去 ２５角磁器タイル貼り　解体撤去	腰壁に準ずる	木組下地面：(ｱ)７ラスボード下地７５角タイル貼り　解体撤去 ＲＣ下地面：　モルタル下地７５角タイル貼り　そのまま	木組下地面：(ｱ)７ラスボード下地７５角タイル貼り　解体撤去 ＲＣ下地面：　モルタル下地７５角タイル貼り　そのまま	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)６ケイカル板張り　ＶＰ塗り　解体撤去	塩ビ製 撤去	２，４７０	便器撤去は機械設備工事
		改造後	±０	モルタル薄塗り下地　新設 (ｱ)2.5長尺塩ビシート貼り	ビニル巾木H=100　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：１９型ＬＧＳ＠４５５　新設 (ｱ)９．５化粧石膏ボード　新設	塩ビ製 新設	２，５７０	
	倉庫（管理人室・浴室）	改造前	＋５０ ～ －５０	モルタル下地　解体撤去 ２５角磁器タイル貼り　解体撤去	腰壁に準ずる	木組下地面：(ｱ)７ラスボード下地７５角タイル貼り　解体撤去 ＲＣ下地面：　モルタル下地７５角タイル貼り　そのまま	木組下地面：(ｱ)６ケイカル板張りＶＰ塗り　解体撤去 ＲＣ下地面：　モルタル金コテ下地ＶＰ塗り　そのまま	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)６ケイカル板張り　ＶＰ塗り　解体撤去	塩ビ製 撤去	２，４００	浴槽撤去は機械設備工事
		改造後	±０	モルタル薄塗り下地　新設 (ｱ)2.5長尺塩ビシート貼り	ビニル巾木H=100　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：１９型ＬＧＳ＠４５５　新設 (ｱ)９．５化粧石膏ボード　新設	塩ビ製 新設	２，５７０	
	倉庫（管理人室・廊下）	改造前	＋１５０	下地組：木下地組撤去 (ｱ)１２えんこう板張り　撤去	ビニル巾木H=75　撤去	木組下地面：(ｱ)６ケイカル板張りＶＰ塗り　解体撤去	木組下地面：(ｱ)６ケイカル板張りＶＰ塗り　解体撤去	下地組：木下地組　解体撤去 (ｱ)９石膏ボード張りＥＰ塗り　解体撤去	塩ビ製 撤去	２，４００	
		改造後	±０	モルタル薄塗り下地　新設 (ｱ)2.5長尺塩ビシート貼り	ビニル巾木H=100　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：既存壁面の上木胴縁１９ｘ４０@４５５　新設 (ｱ)８ケイカル板張り　ＥＰ塗り　新設	下地組：１９型ＬＧＳ＠４５５　新設 (ｱ)９．５化粧石膏ボード　新設	塩ビ製 新設	２，５７０	

特記事項

１）引渡前に集会室、倉庫の２室内においては室内環境濃度測定を行い基準値以下であることを報告する。

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	Ａ－０４
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前後　仕上げ表	縮尺	ＮＯＮ
設　計	久留米市都市建設部　建築課		
資　格	号		
住　所	久留米市城南町15-3		
氏　名	印		

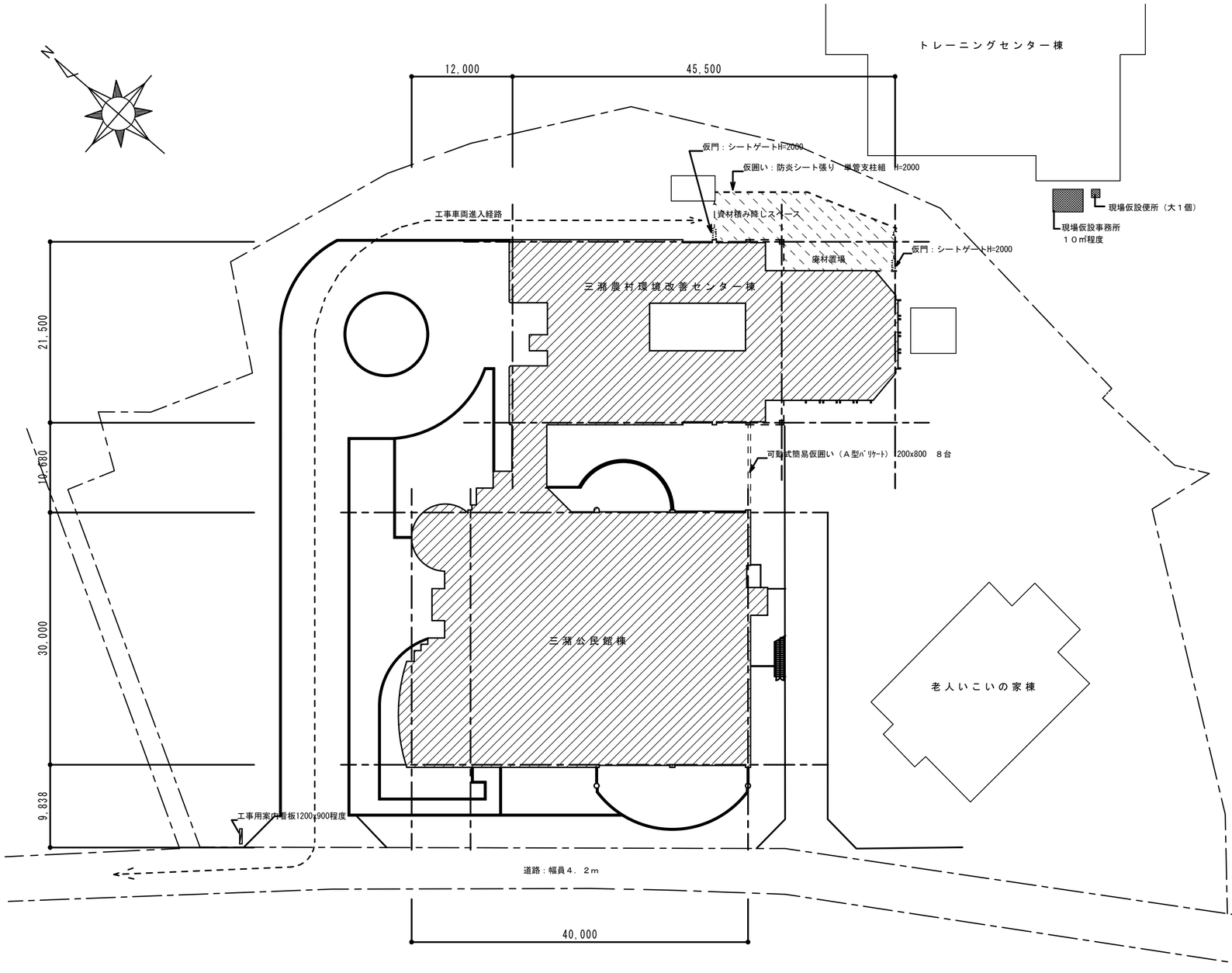

全体配置図　S=1/400

工事名称	三潴農村環境改善センター改修建築工事	図面番号	
		Ａ－０５	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	全体配置図	縮尺	S=1/400
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	１級建築士　151245　号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	高田　雅樹　　印		

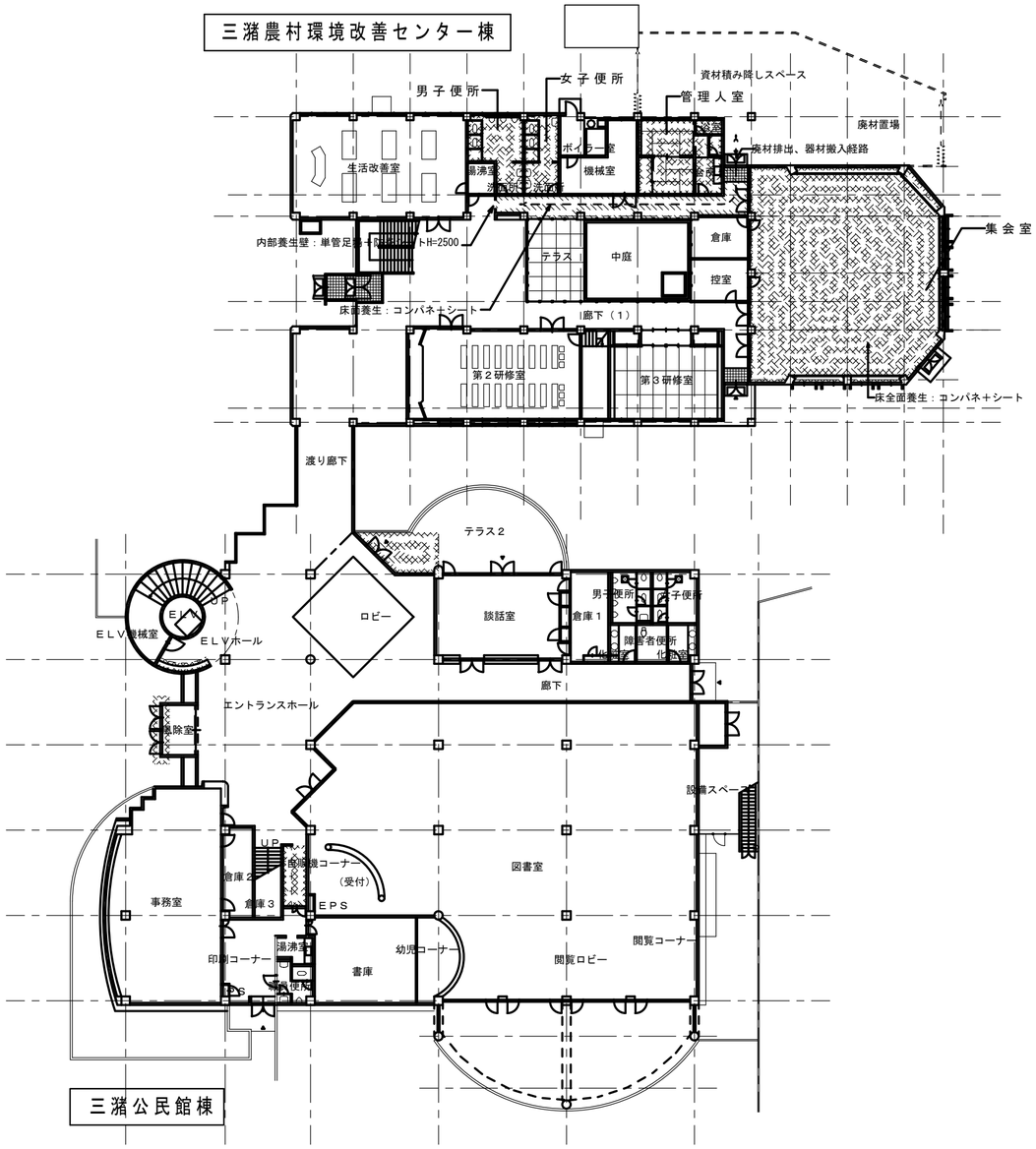

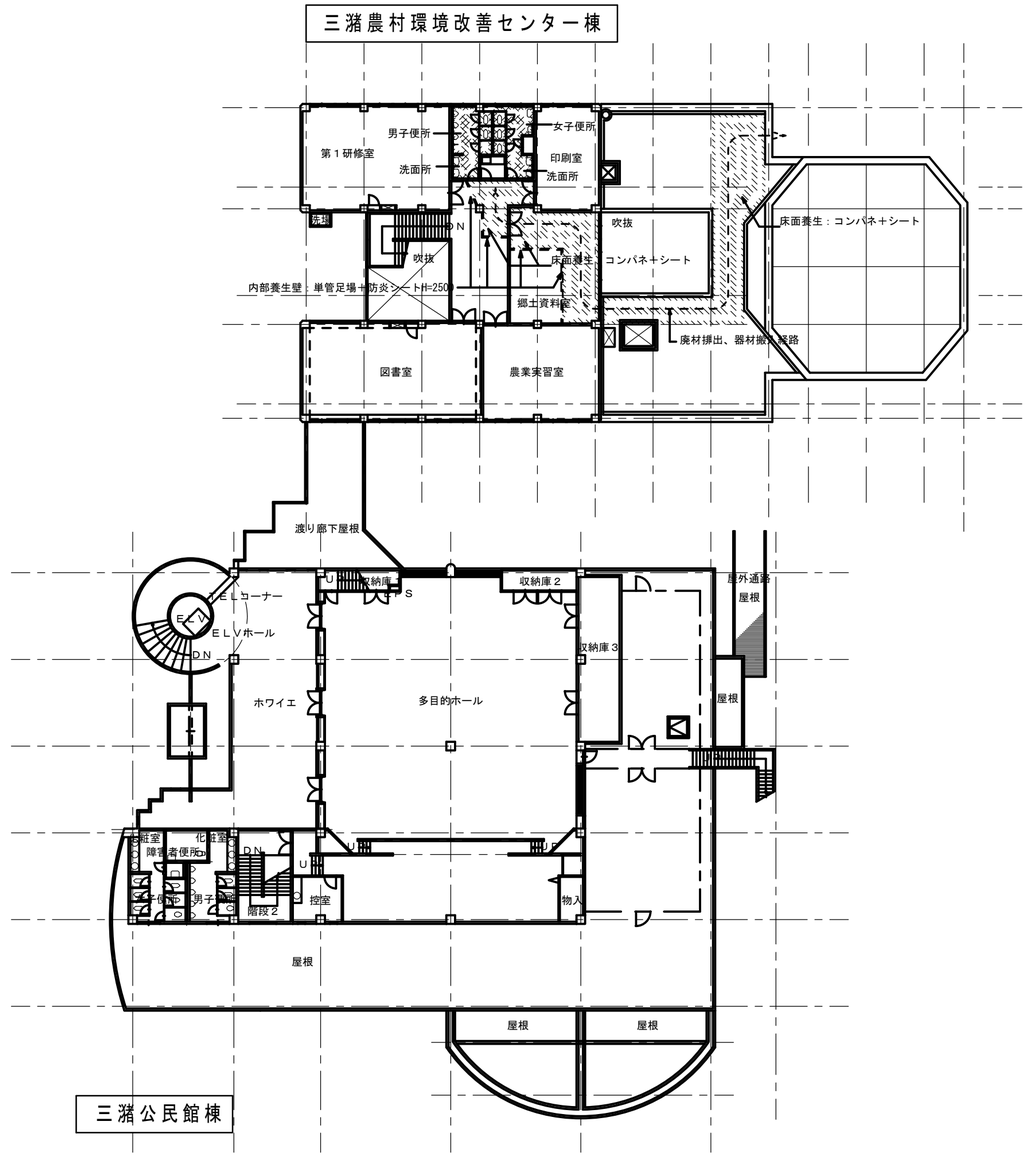

１階全体平面図（改修前）　S=1/300

２階全体平面図（改修前）　S=1/300

ハッチ部分は今回の改修工事範囲を示す。

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	
		A－０６	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	全体平面図（改修前）	縮尺	S=1/300
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

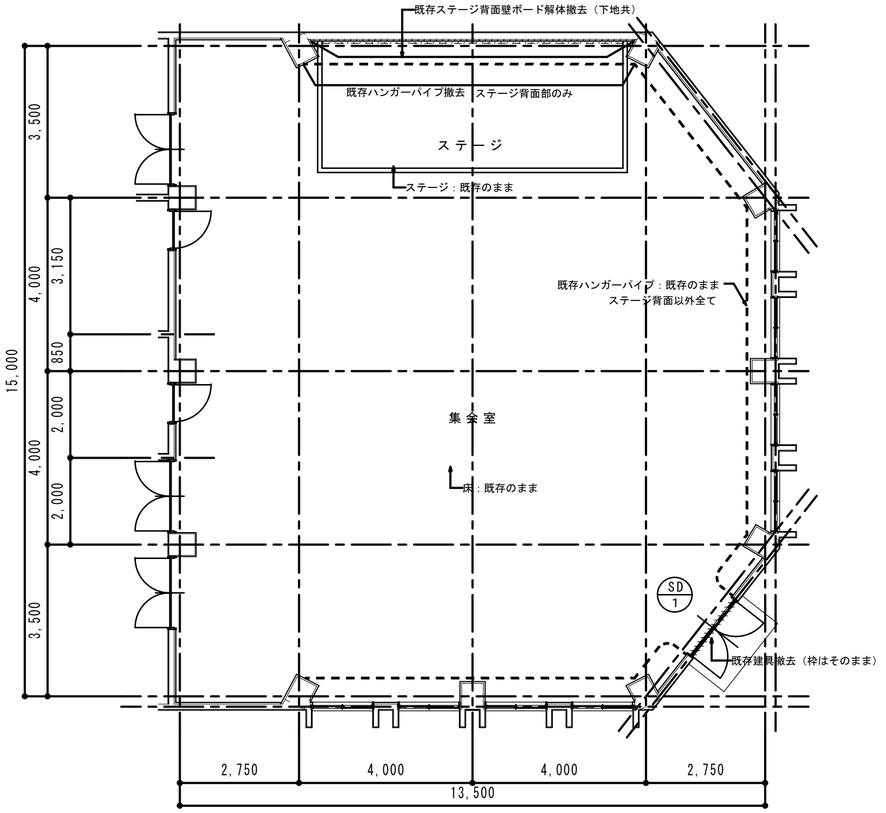

改修前　集会室平面図　S=1/100

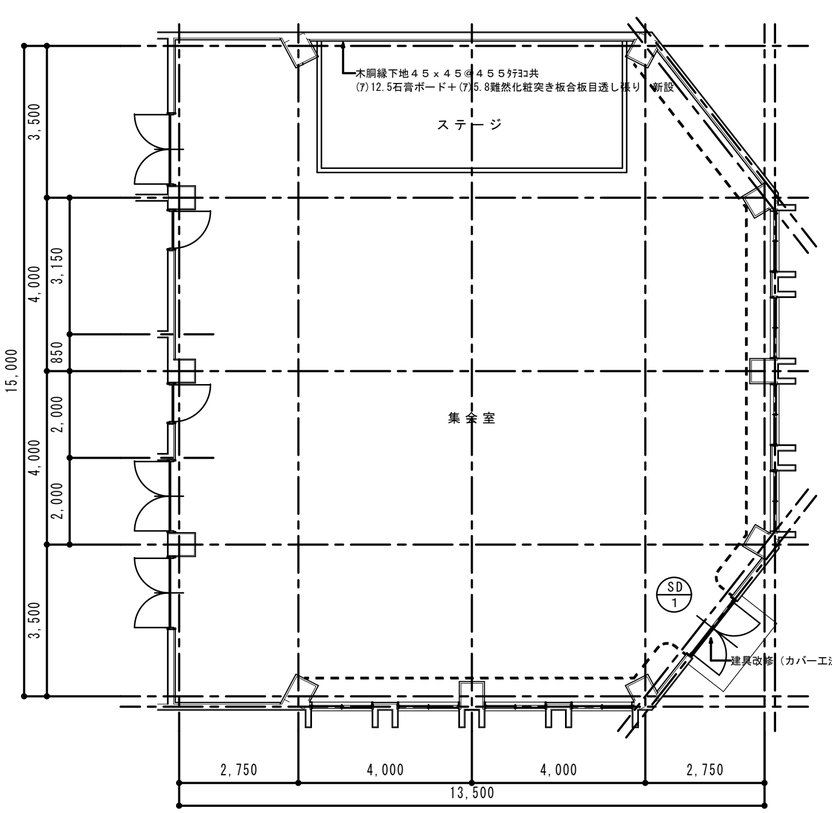

改修後　集会室平面図　S=1/100

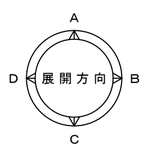

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	
		Ａ－０７	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前後　集会室　平面図	縮尺	S=1/100
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

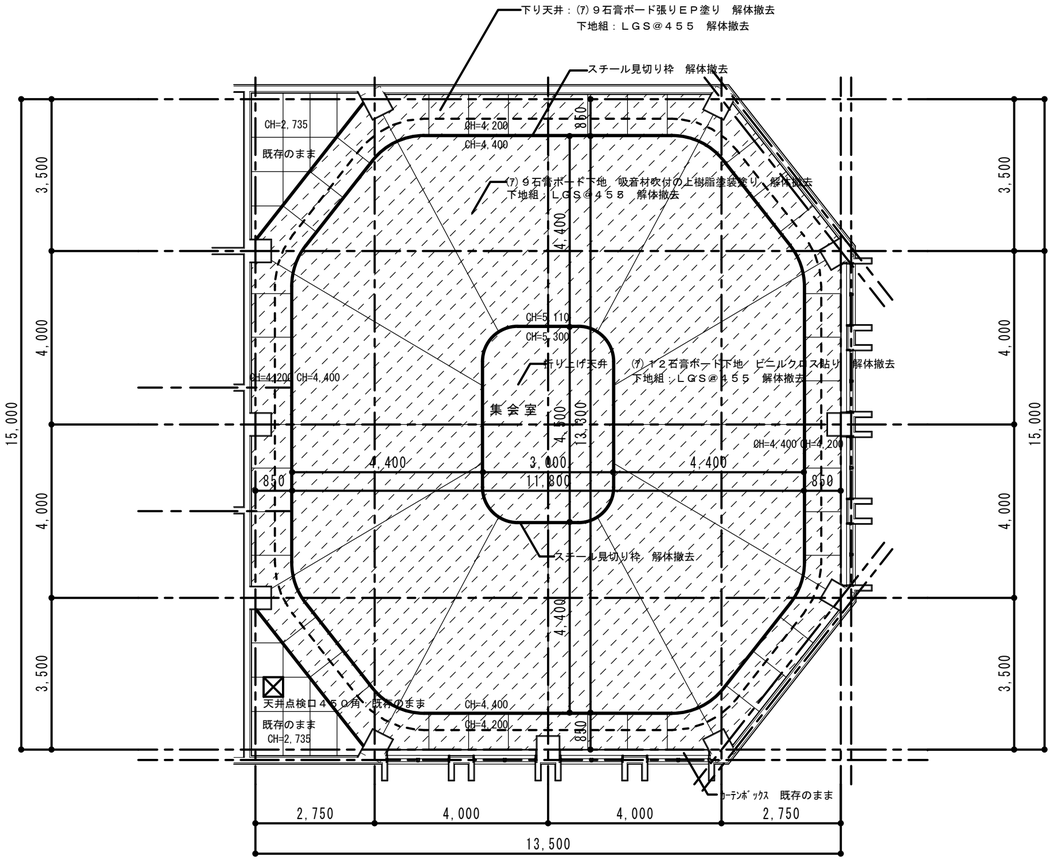

改修前　集会室天井伏図　S=1/100

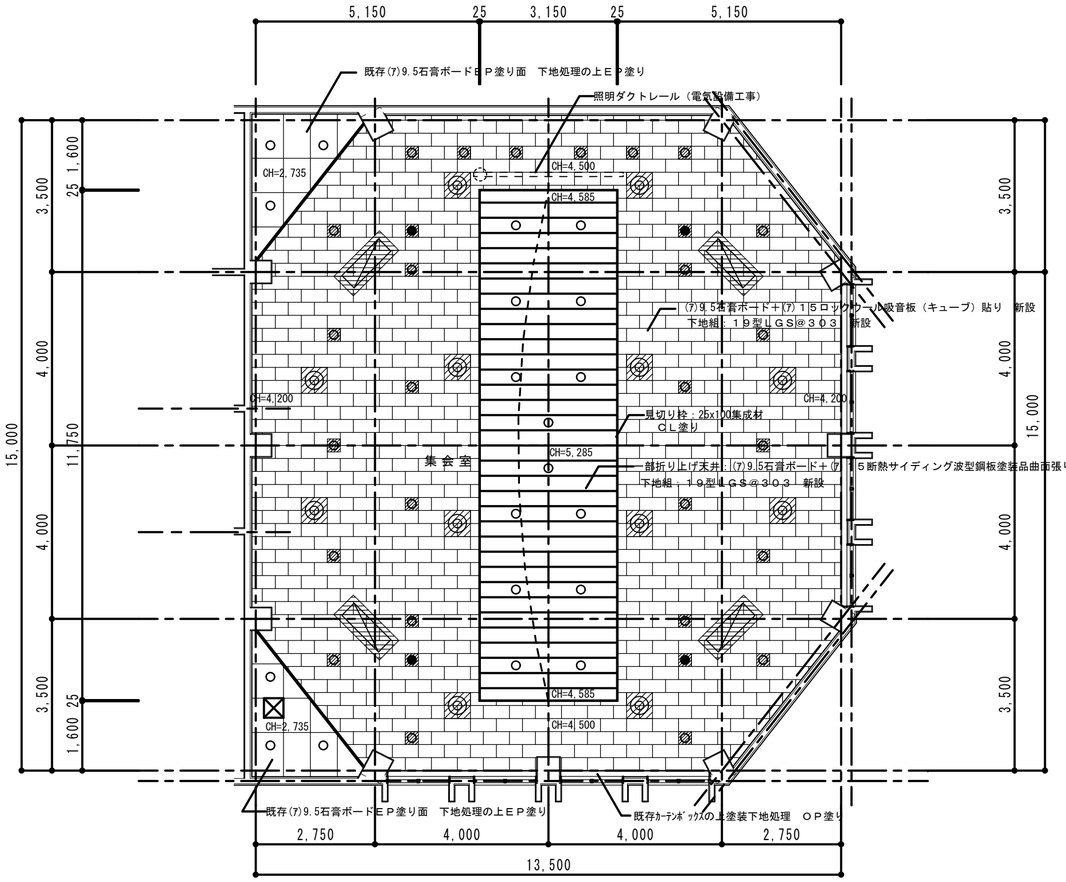

改修後　集会室天井伏図　S=1/100

凡例

空調吸込み口（機械設備工事）
天井開口補強寸法　１２００×４００（建築工事）
ボーダー：(7)１２ロックウール吸音板（平板）貼り　1485x636

空調吹出し口（機械設備工事）
天井開口補強寸法　４２０φ（建築工事）
ボーダー：(7)１２ロックウール吸音板（平板）貼り　600x600

ダウンライト照明（電気設備工事）
天井開口補強寸法不要
ボーダー：(7)１２ロックウール吸音板（平板）貼り　300x300

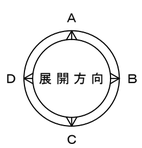

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	
		Ａ－０８	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前後　集会室　天井伏図	縮尺	S=1/100
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

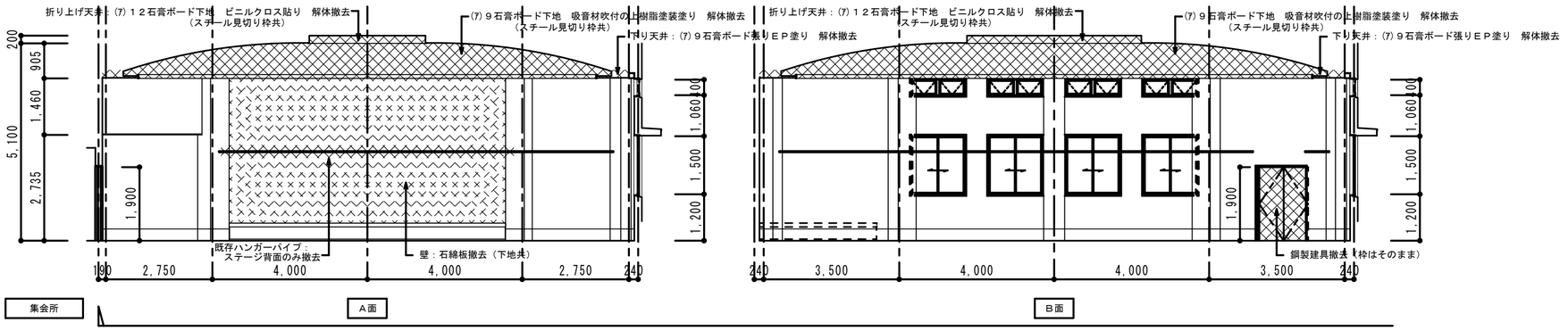

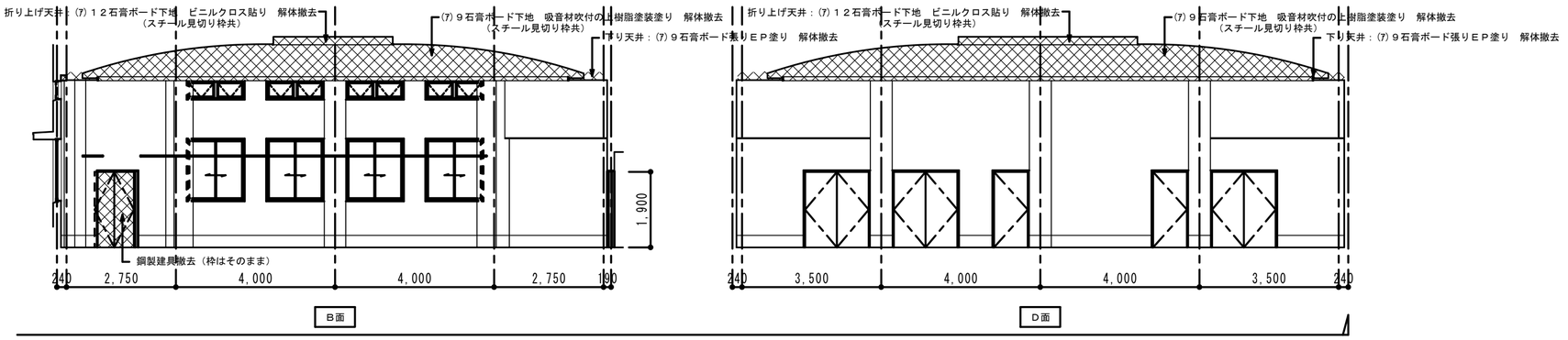

凡　例	
	壁・建具・家具類　撤去
	仕上材のみ撤去（木製下地は共に撤去）

改修前　集会室展開図　S=1/100

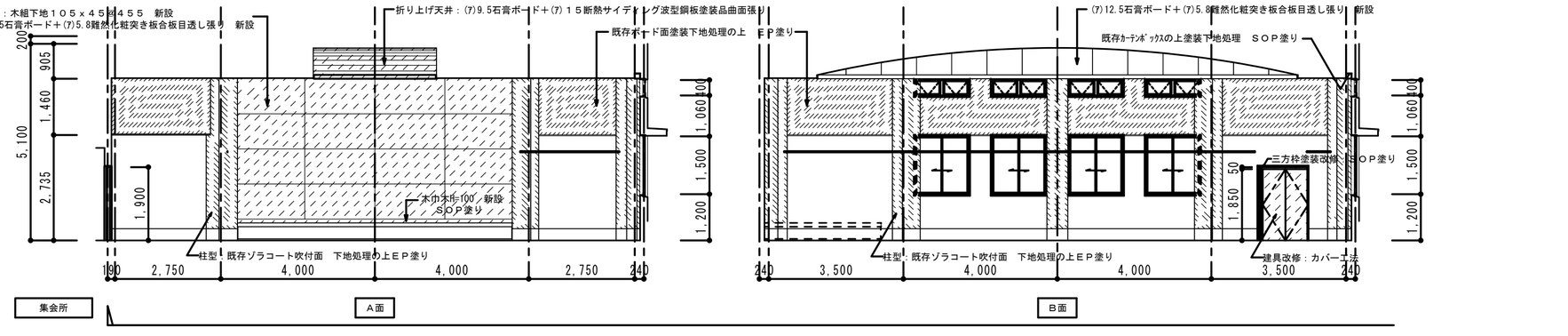

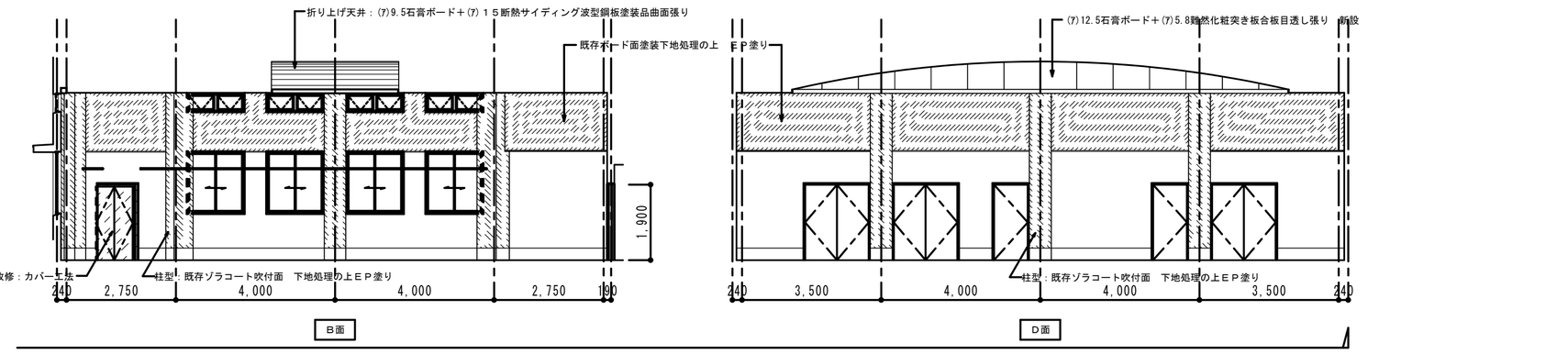

改修後　集会室展開図　S=1/100

工事名称	三潴農村環境改善センター改修建築工事	図面番号	Ａ－０９
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前後　集会室　展開図	縮尺	S=1/100
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	１級建築士　151245　号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	高田　雅樹　印		

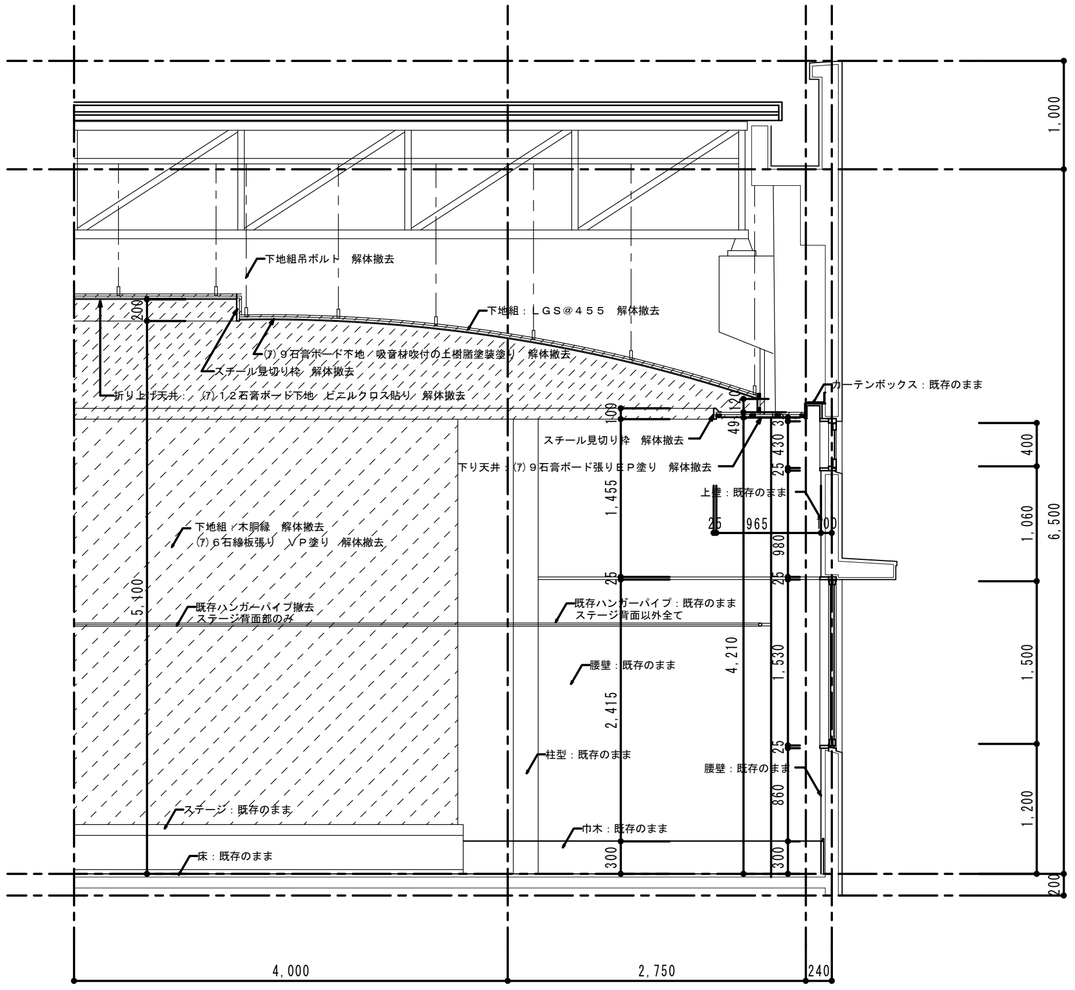

改修前　集会室　断面詳細図　S=1/40

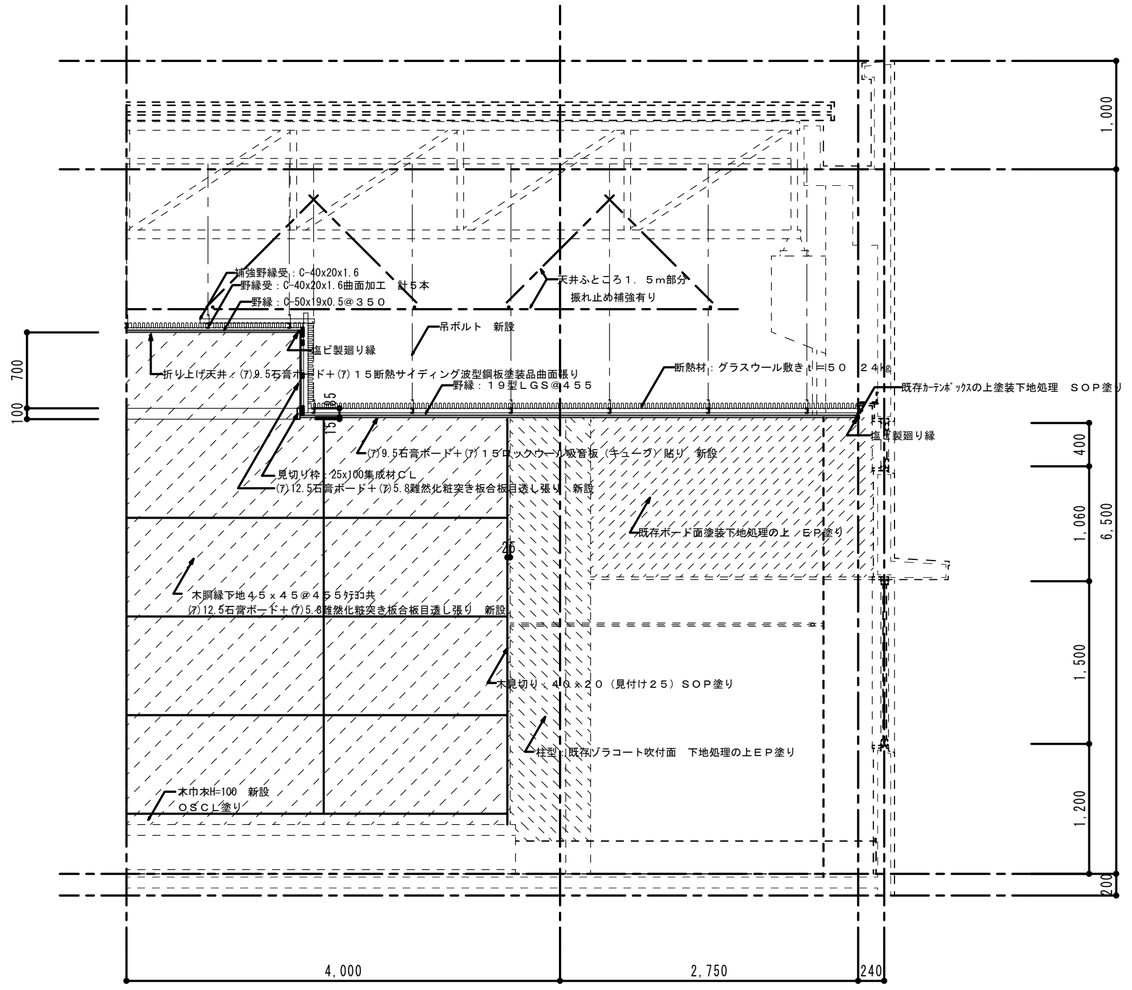

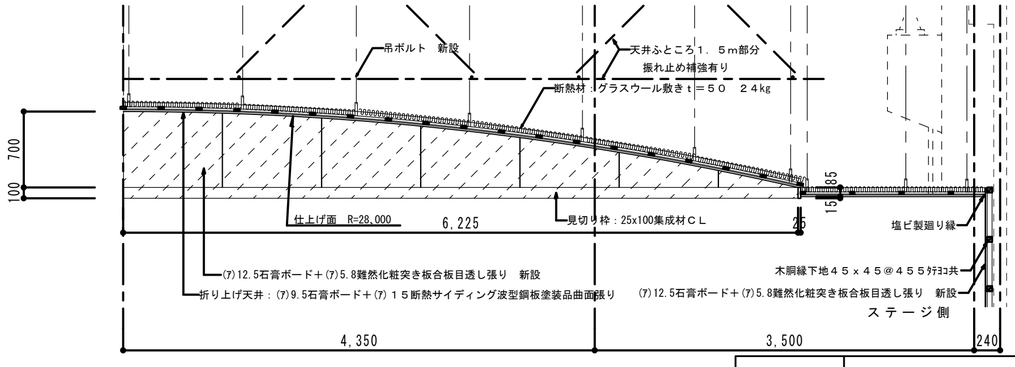

改修後　集会室　断面詳細図　S=1/40

工事名称	三潴農村環境改善センター改修建築工事	図面番号	
		Ａ－１０	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前後　集会室　断面詳細図	縮尺	S=1/40
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	１級建築士　151245　号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	高田　雅樹　印		

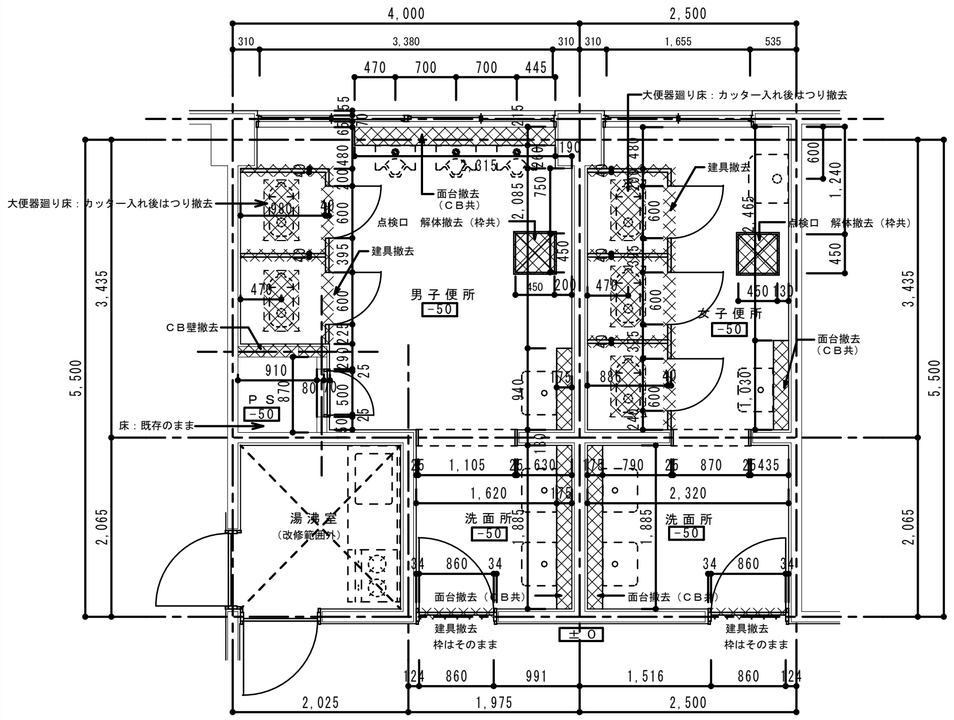

改修前　１階便所平面詳細図　S=1/50

特記事項：設備器具の撤去は全て設備工事に含む

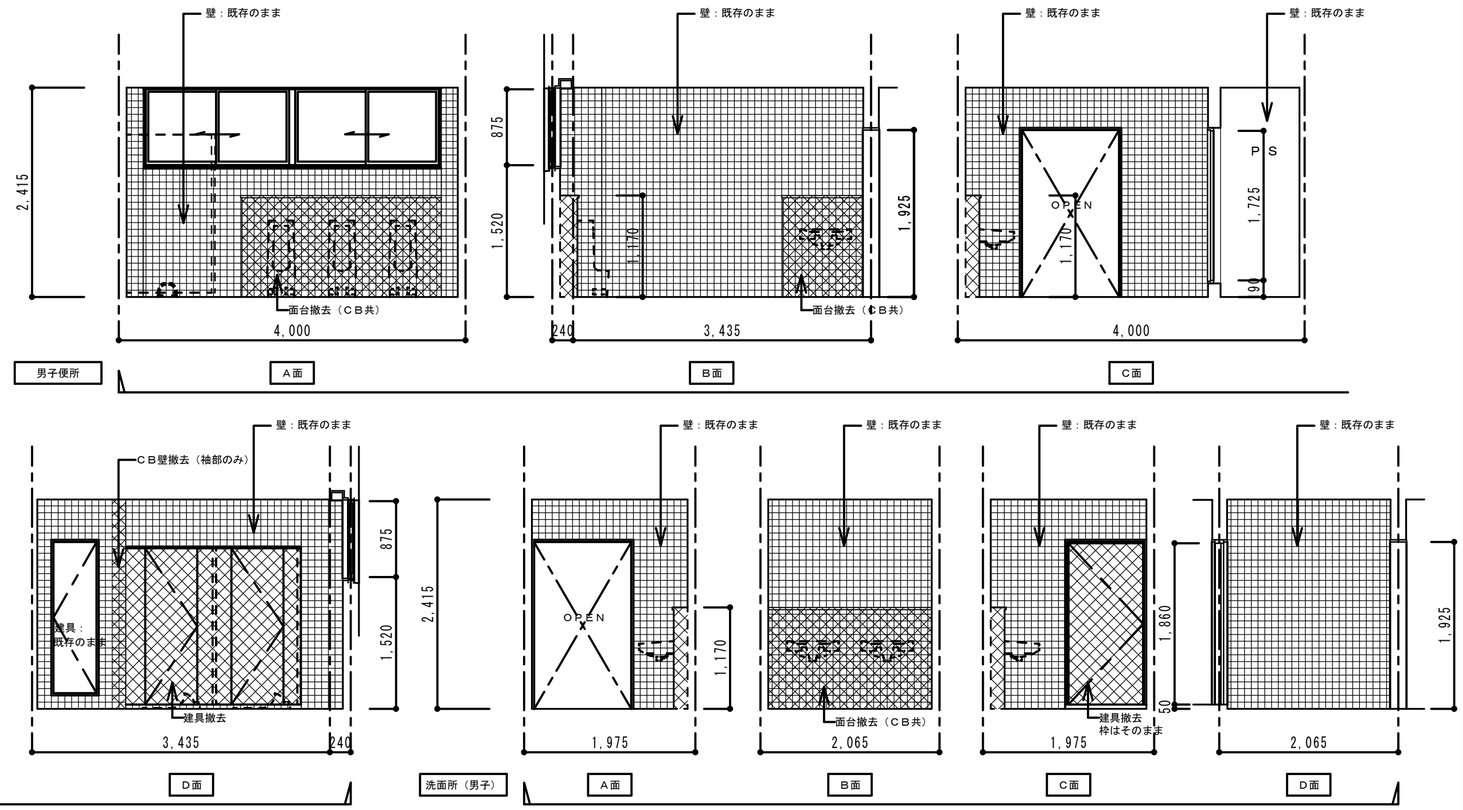

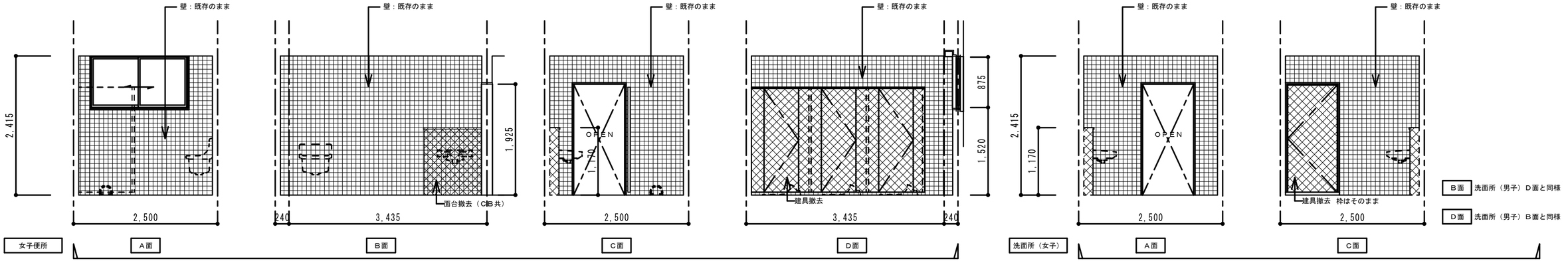

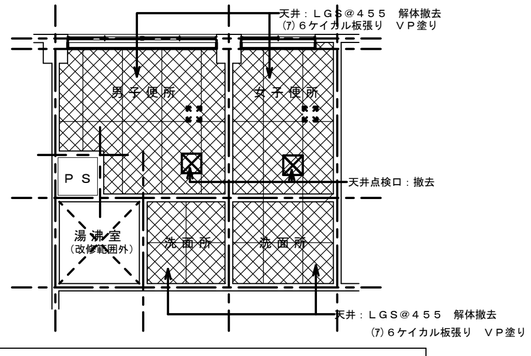

改修前　１階便所天井伏図　S=1/100

改修前　１階便所展開図　S=1/50

凡　例	
	壁・建具・家具類　撤去
	仕上材のみ撤去（木製下地は共に撤去）
	設備器具の撤去は全て設備工事に含む

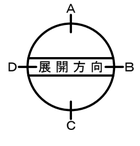

工事名称	三猪農村環境改善センター ・三猪公民館　改修　建築工事	図面番号	Ａ－１１
工事場所	久留米市三猪町玉満		
図面名	改修前　１階便所　平面詳細図　展開図 天井伏図	縮尺	S=1/50 S=1/100
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

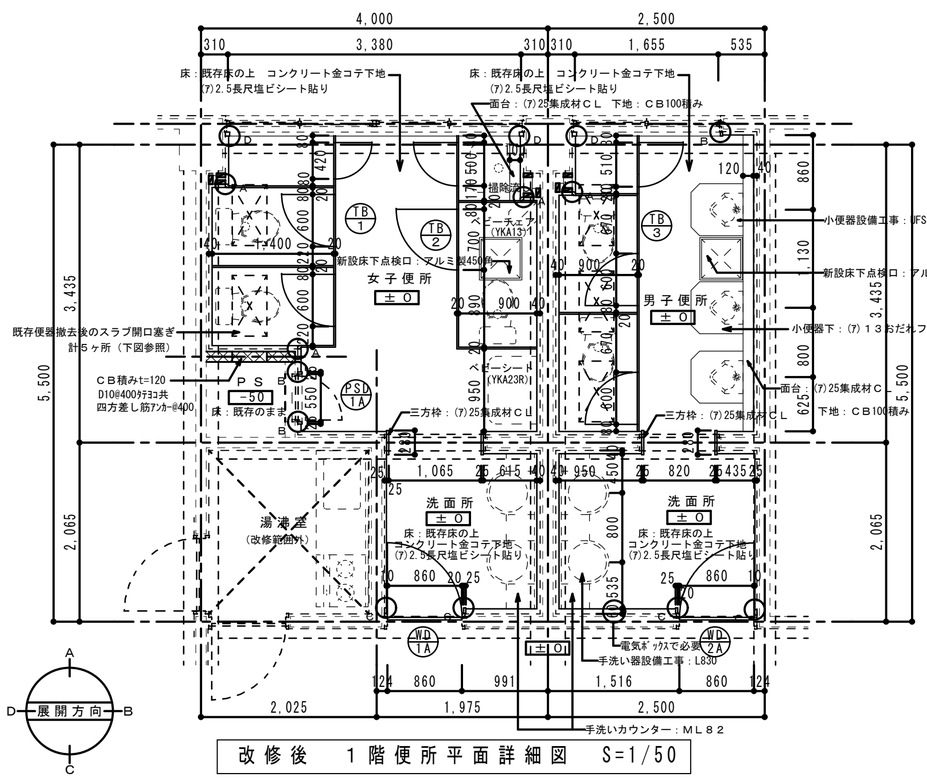

改修後　１階便所平面詳細図　S=1/50

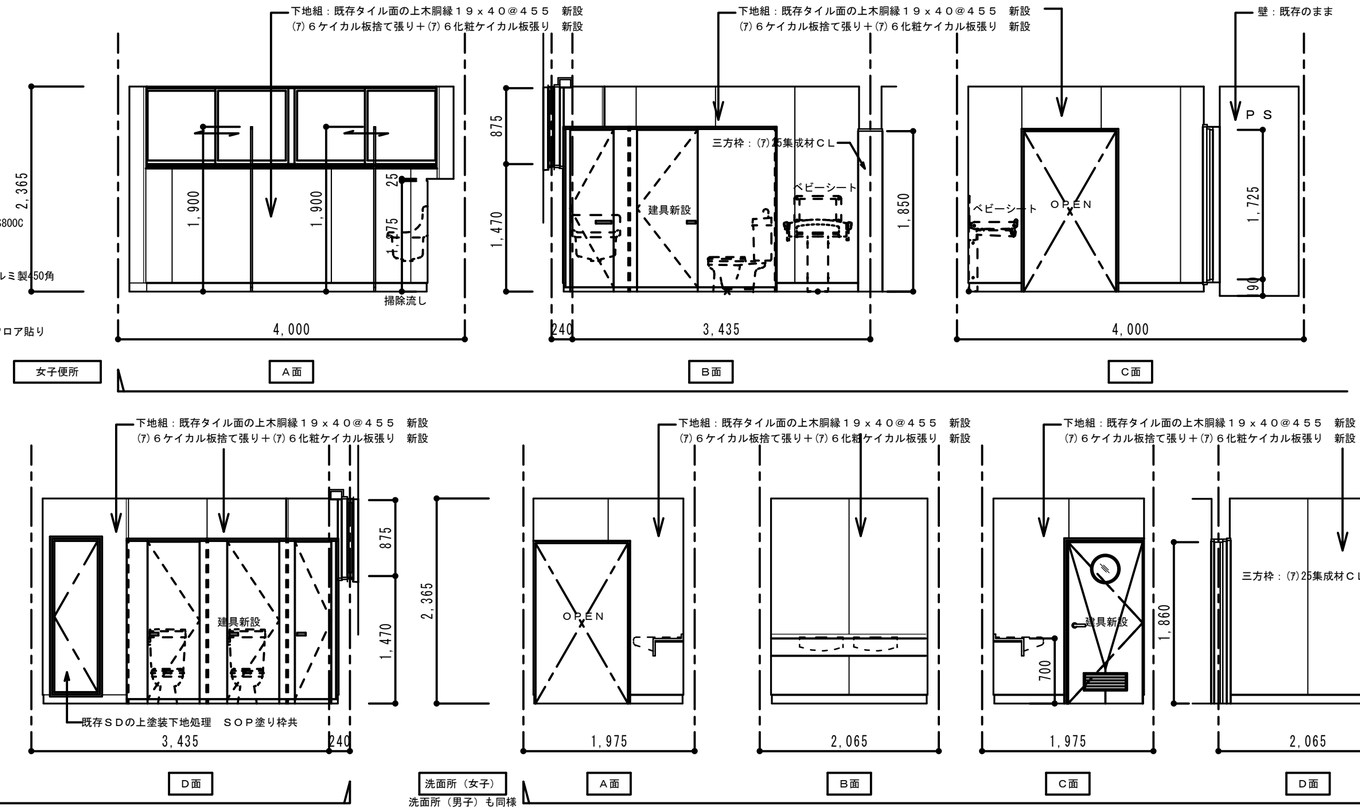

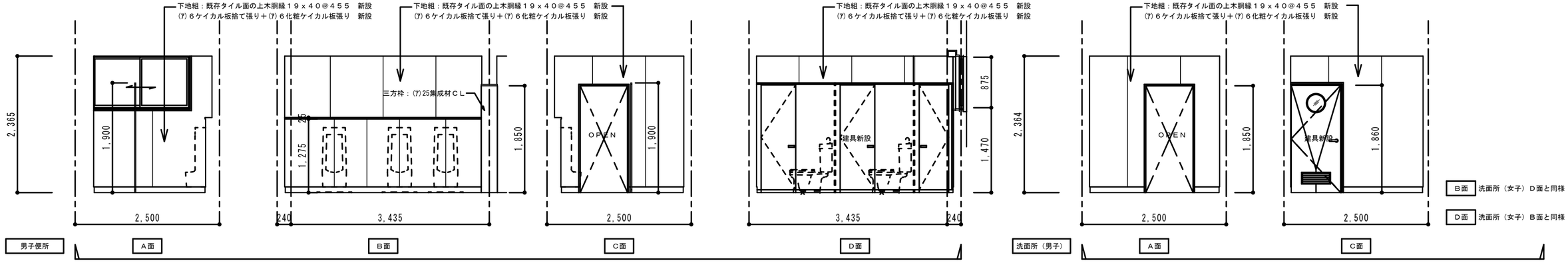

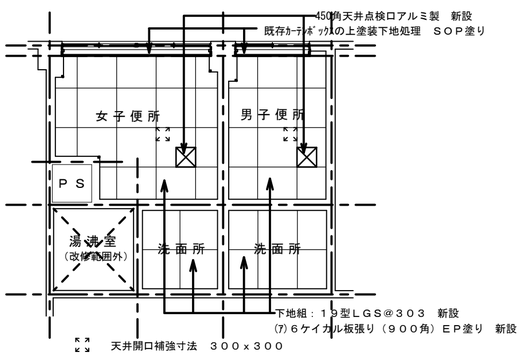

改修後　１階便所天井伏図　S=1/100

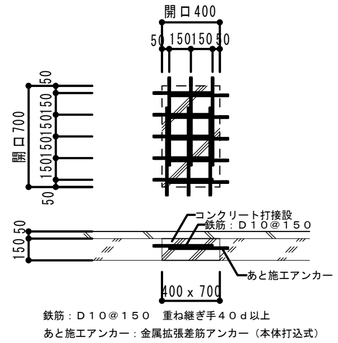

改修後　大便器開口塞ぎ詳細図　S=1/30

改修後　１階便所展開図　S=1/50

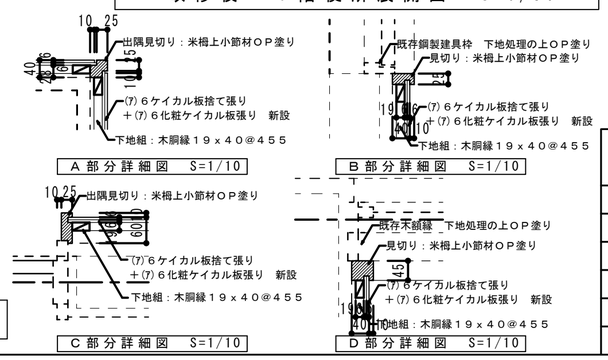

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	Ａ－１２
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修後　１階便所　平面詳細図　展開図 天井伏図	縮尺	S=1/50 S=1/100
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

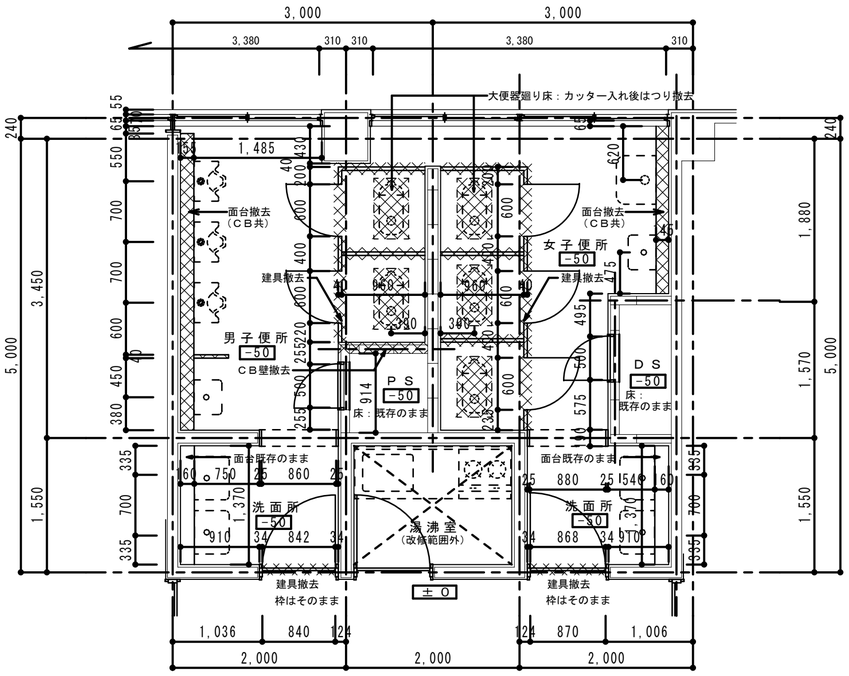

改修前　２階便所平面詳細図　S=1/50

特記事項：設備器具の撤去は全て設備工事に含む

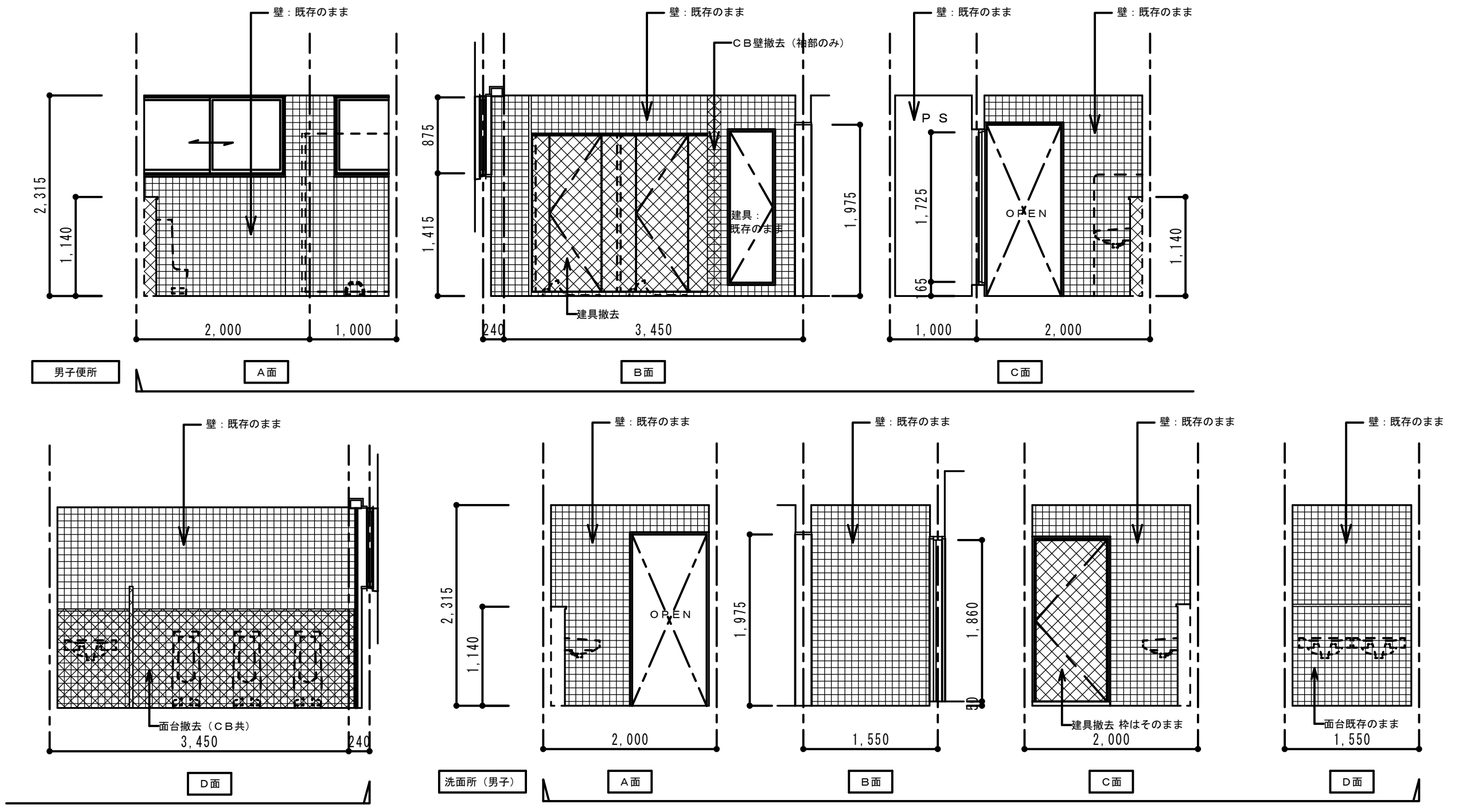

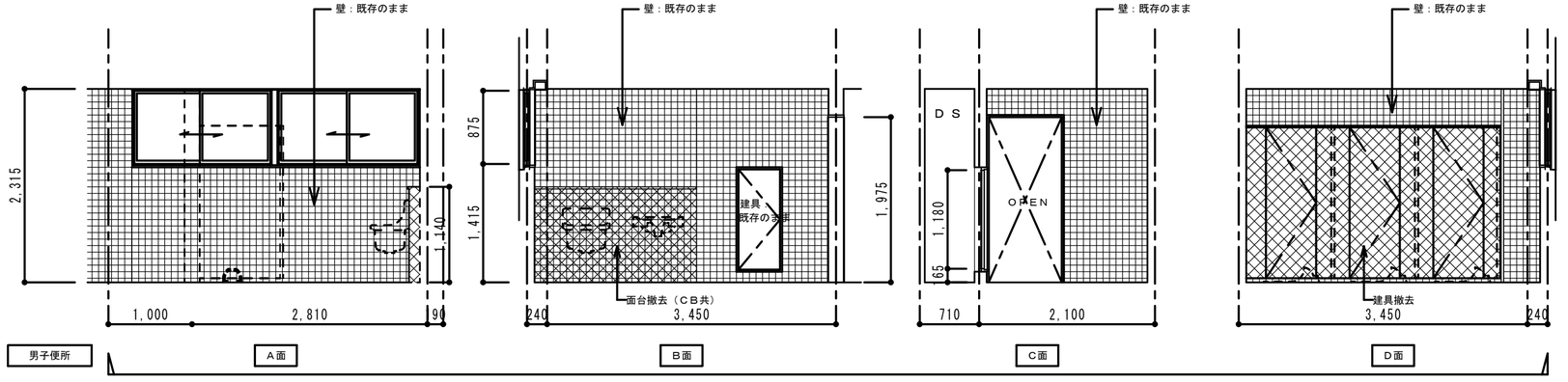

改修前　２階便所展開図　S=1/50

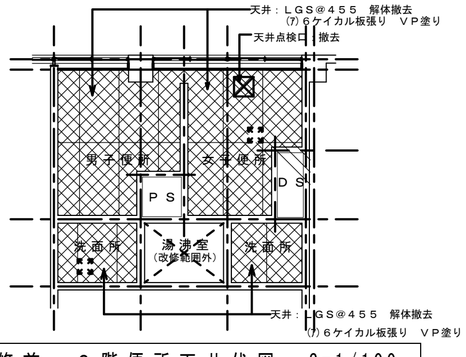

改修前　２階便所天井伏図　S=1/100

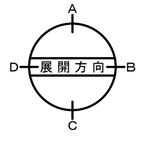

凡　例	
	壁・建具・家具類　撤去
	仕上材のみ撤去（木製下地は共に撤去）
	設備器具の撤去は全て設備工事に含む

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	
			Ａ－１３
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前　２階便所　平面詳細図　展開図 天井伏図	縮尺	S=1/50 S=1/100
設　計	久留米市都市建設部　建築課		
資　格	号		
住　所	久留米市城南町15-3		
氏　名	印		

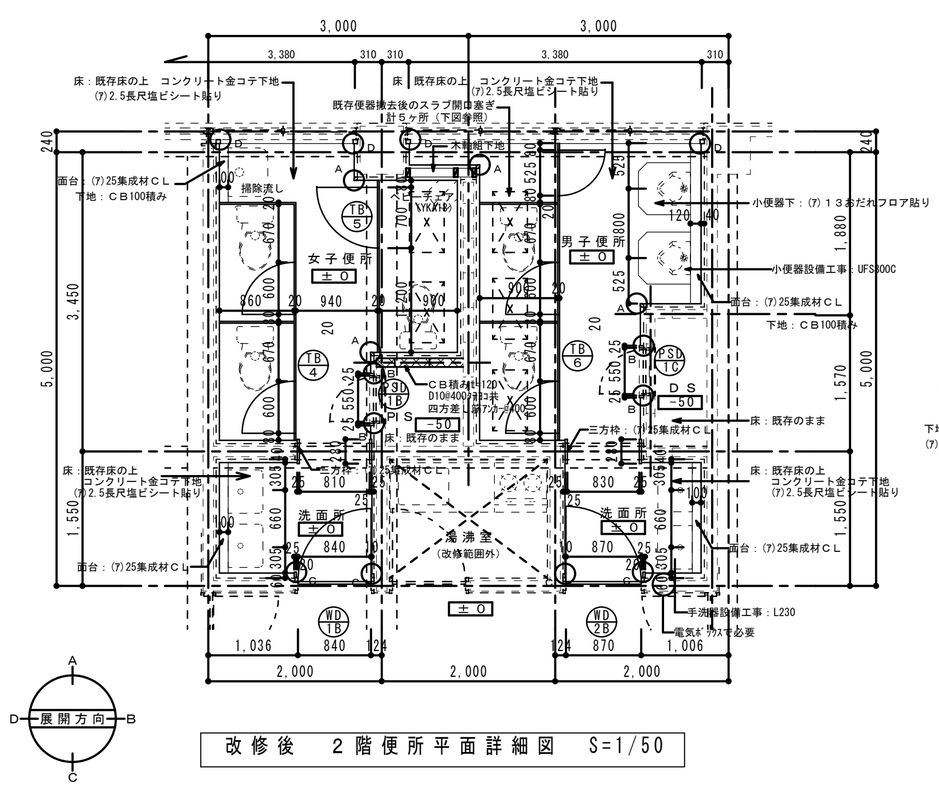

改修後　２階便所平面詳細図　S=1/50

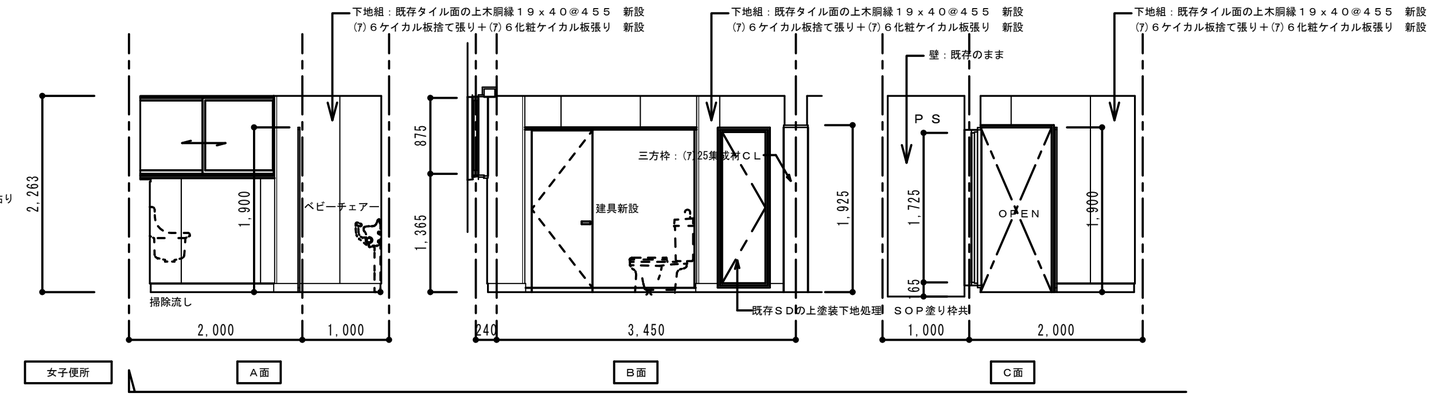

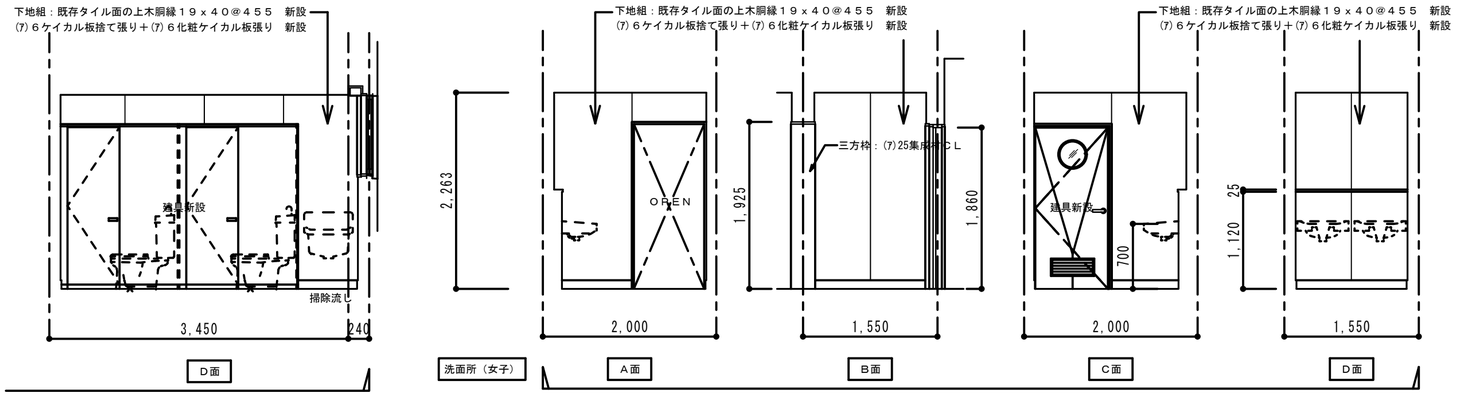

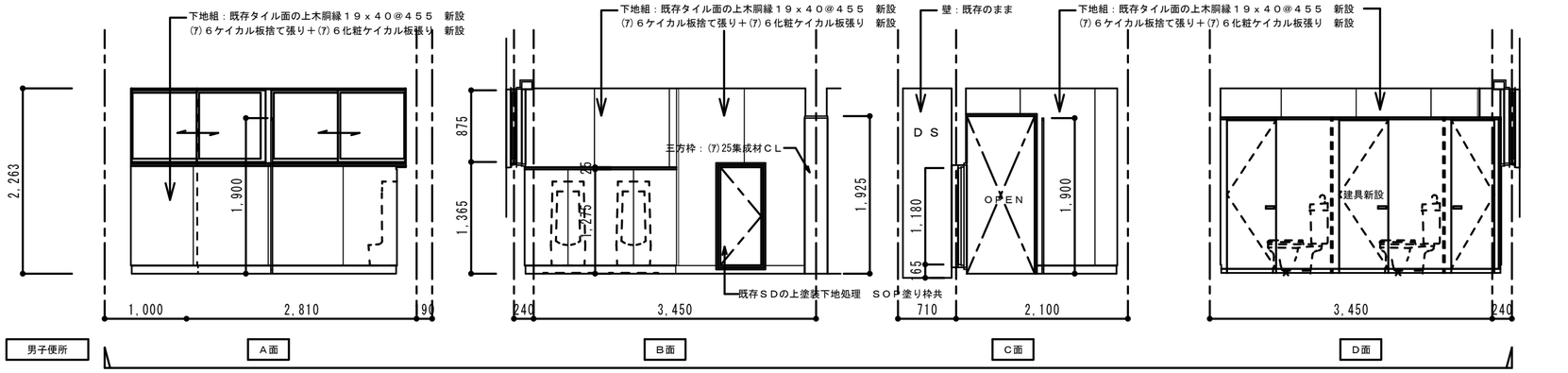

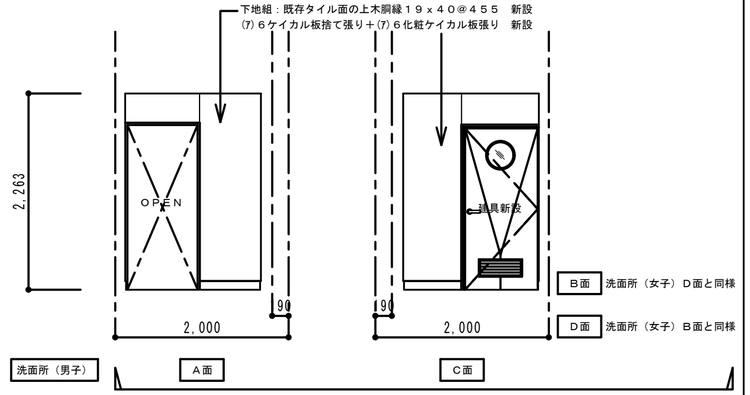

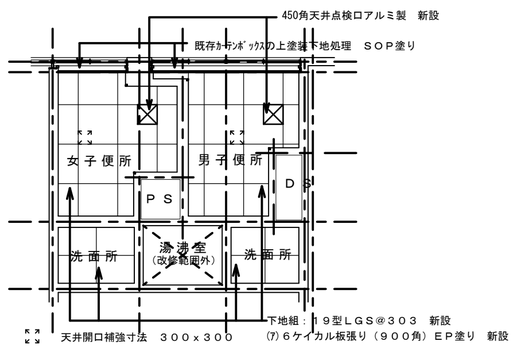

改修後　２階便所天井伏図　S=1/100

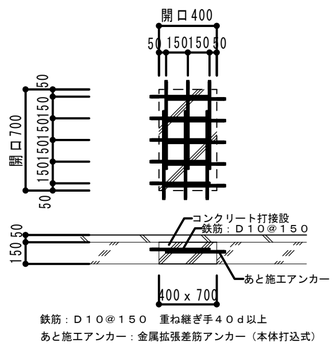

改修後　大便器開口塞ぎ詳細図　S=1/30

改修後　２階便所展開図　S=1/50

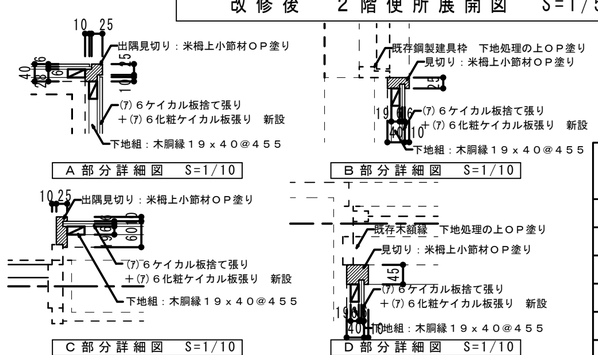

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	Ａ－１４
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修後　２階便所　平面詳細図　展開図 天井伏図	縮尺	S=1/50 S=1/100
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

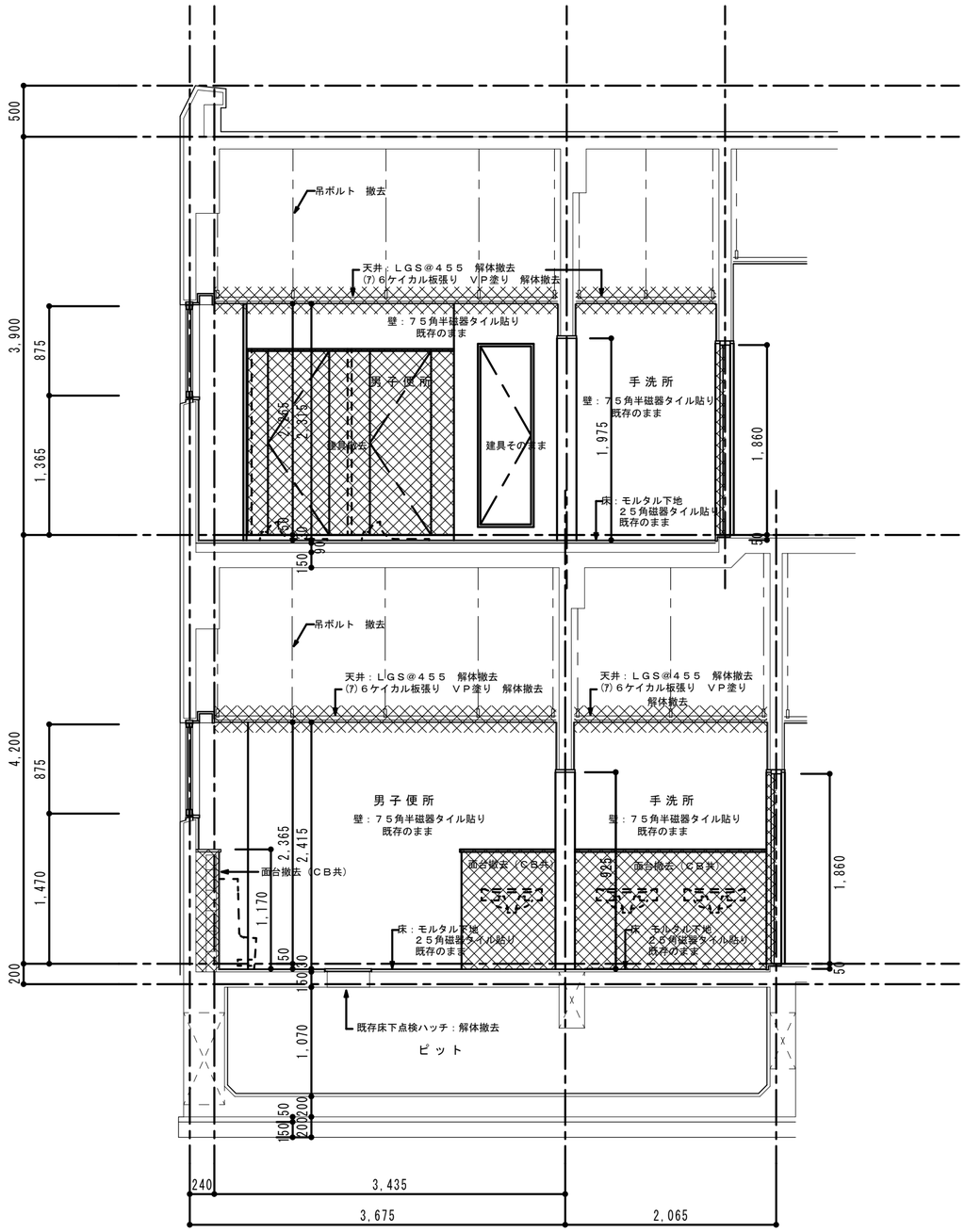

改修前　便所　断面詳細図　S=1/40

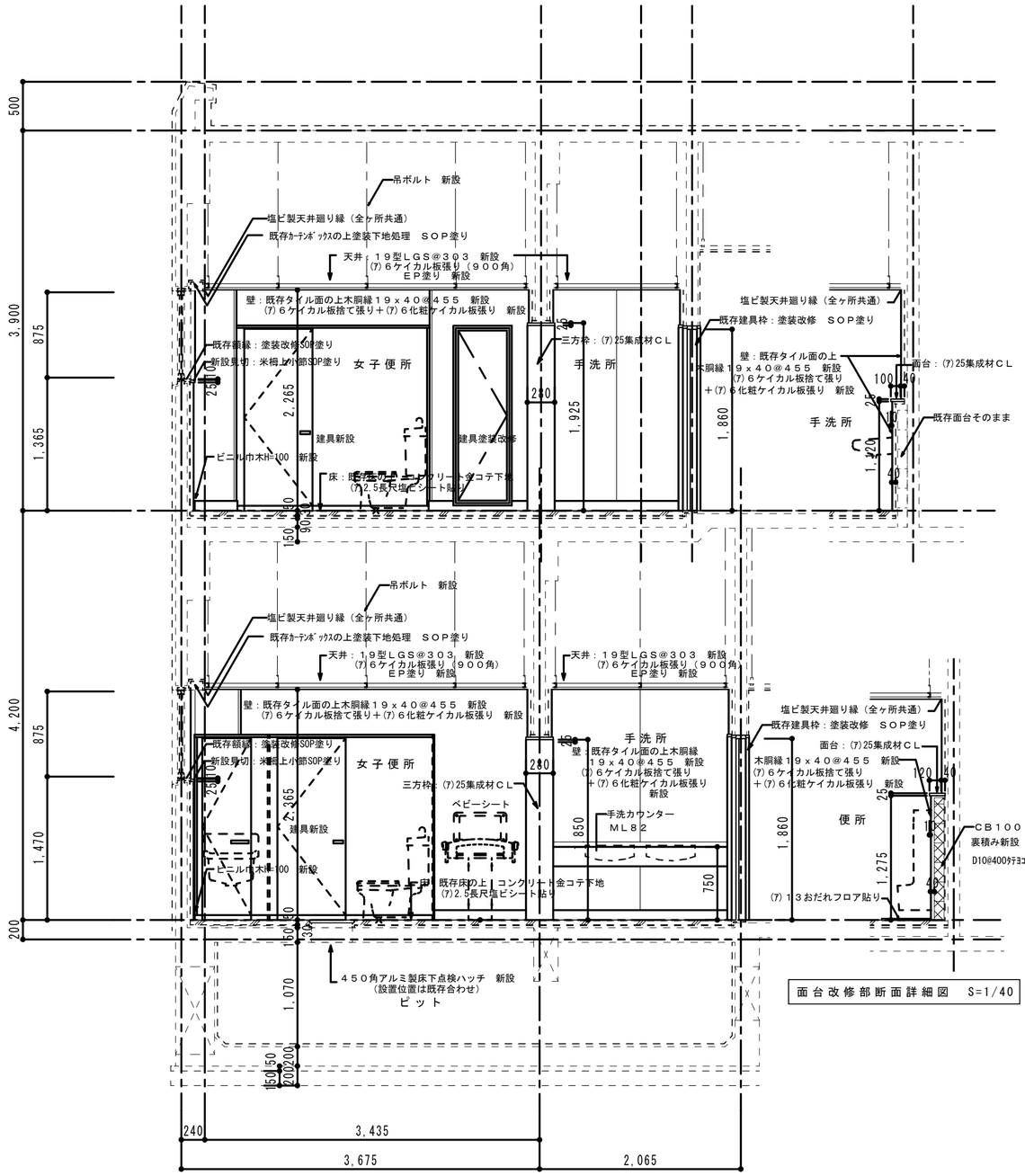

面台改修部断面詳細図　S=1/40

改修後　便所　断面詳細図　S=1/40

工事名称	三潴農村環境改善センター改修建築工事	図面番号	
		Ａ－１５	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前後　便所　断面詳細図	縮尺	S=1/40
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	１級建築士　151245　号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	高田　雅樹　印		

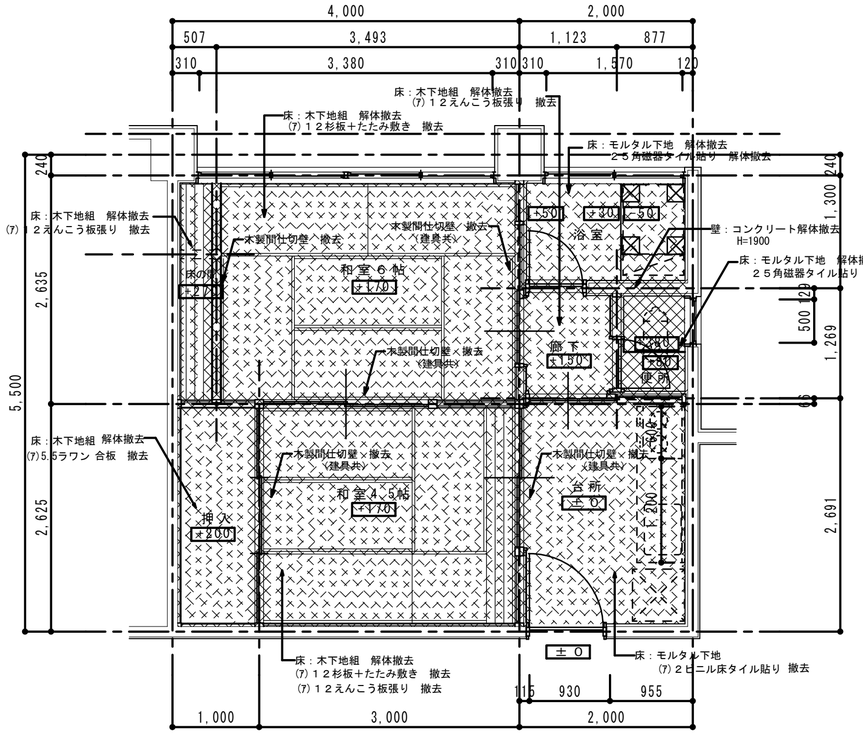

改修前　１階管理人室平面詳細図　S=1/50

特記事項：設備器具の撤去は全て設備工事に含む

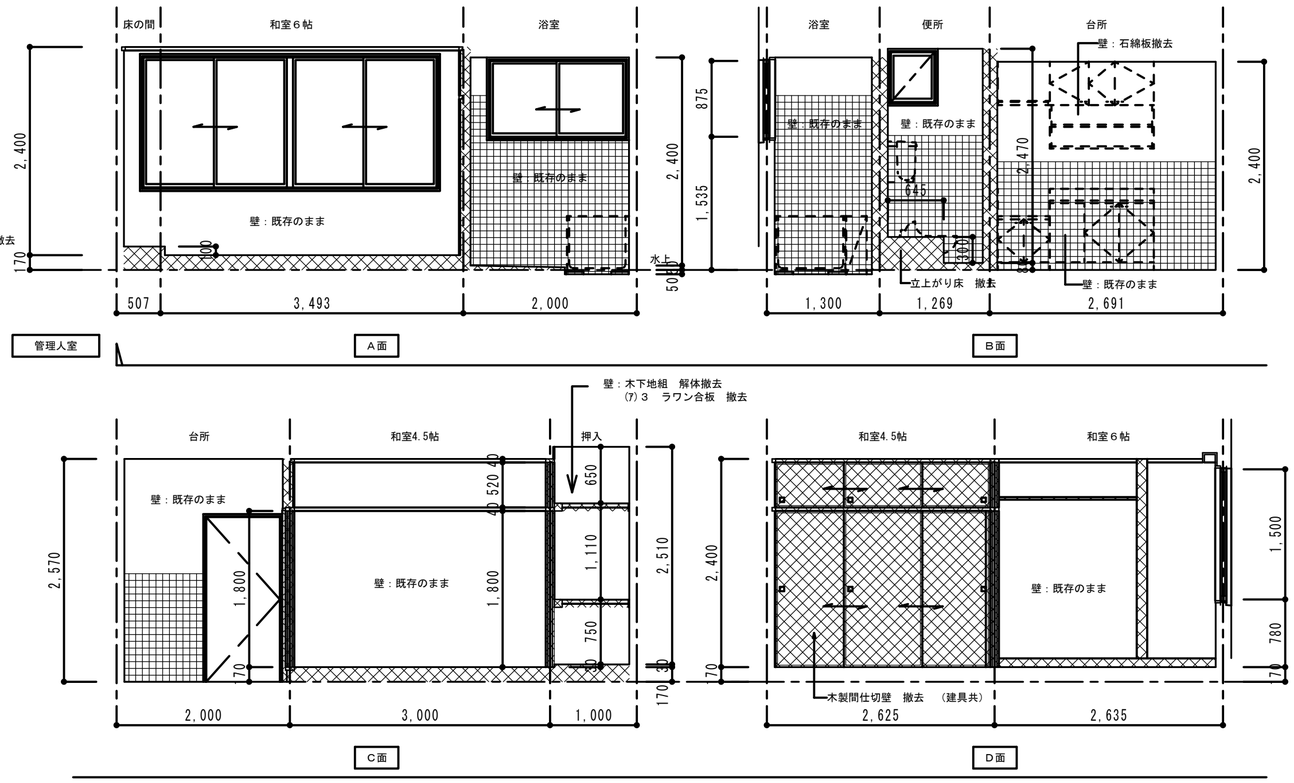

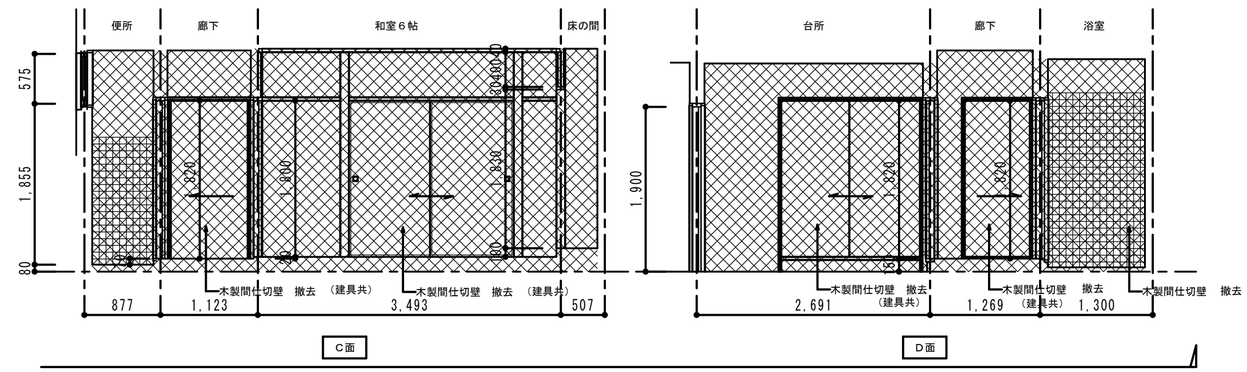

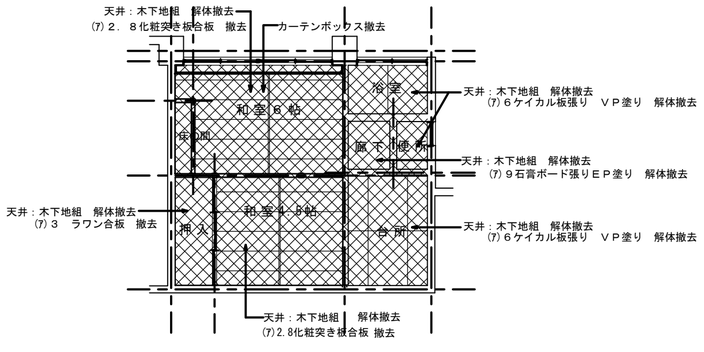

改修前　１階管理人室天井伏図　S=1/100

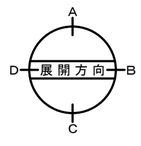

凡　例	
	壁・建具・家具類　撤去
	仕上材のみ撤去（木製下地は共に撤去）
	設備器具の撤去は全て設備工事に含む

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	
		Ａ－１６	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前　管理室　平面詳細図　展開図 天井伏図	縮尺	S=1/50 S=1/100
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

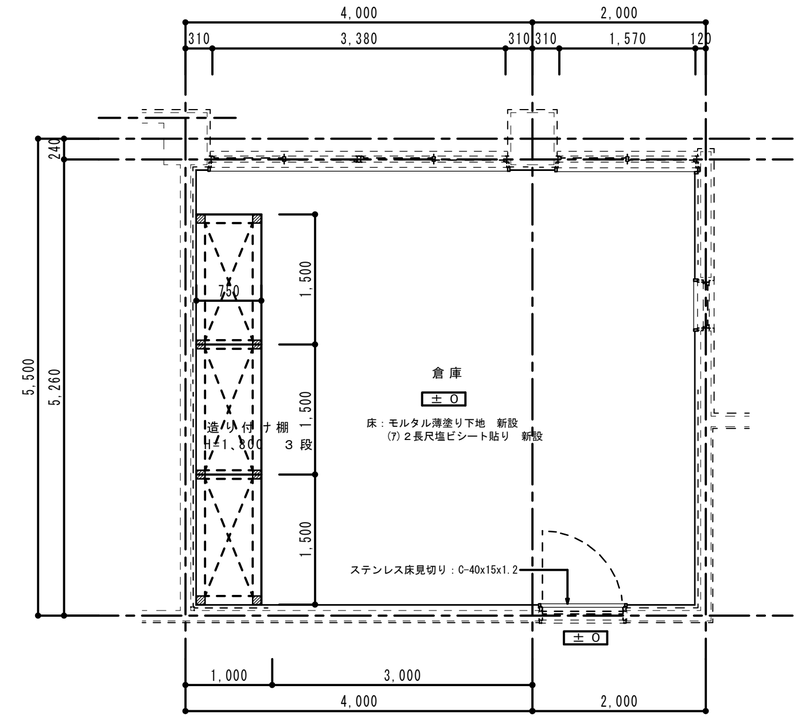

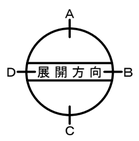

改修後　１階管理人室平面詳細図　S=1/50

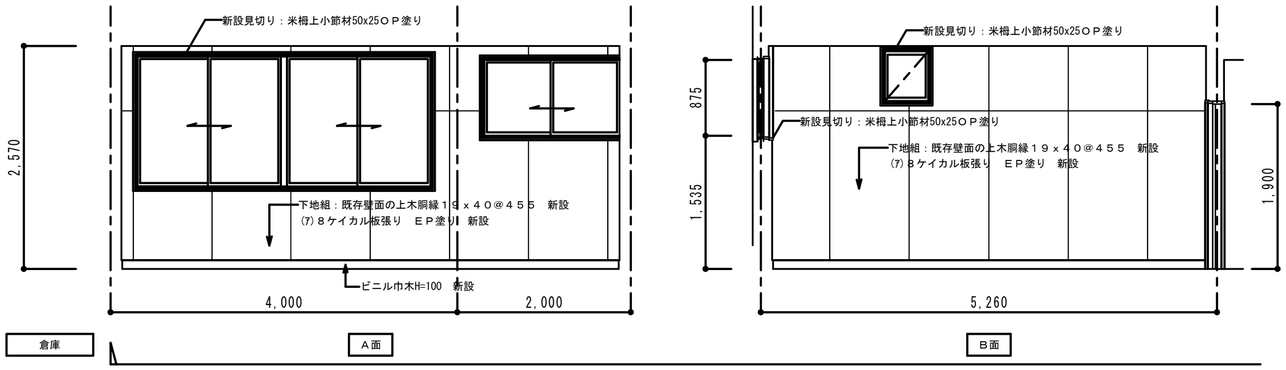

改修後　１階管理人室展開図　S=1/50

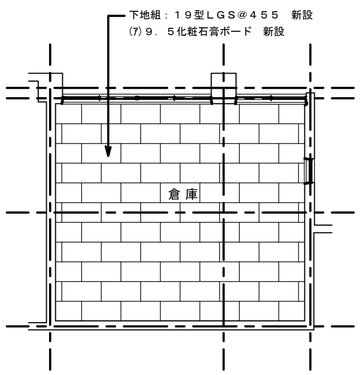

改修後　倉庫天井伏図　S=1/100

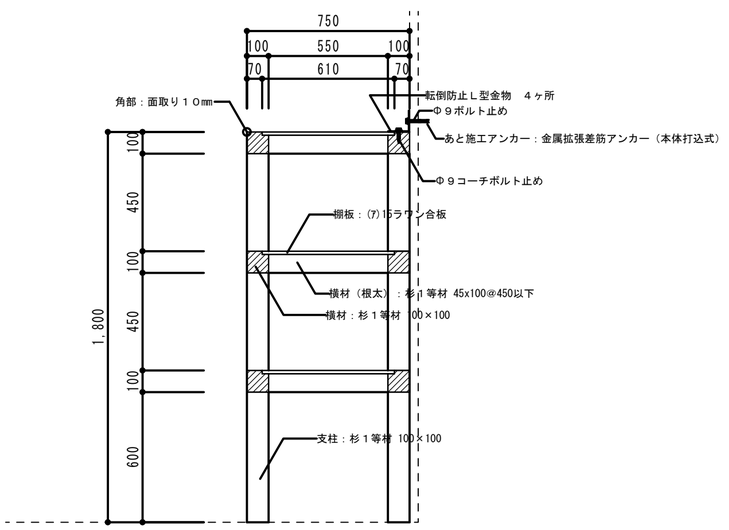

造り付け棚　詳細図　S=1/20

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	
		Ａ－１７	
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修後　倉庫　平面詳細図　展開図 天井伏図	縮尺	S=1/50 S=1/100
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

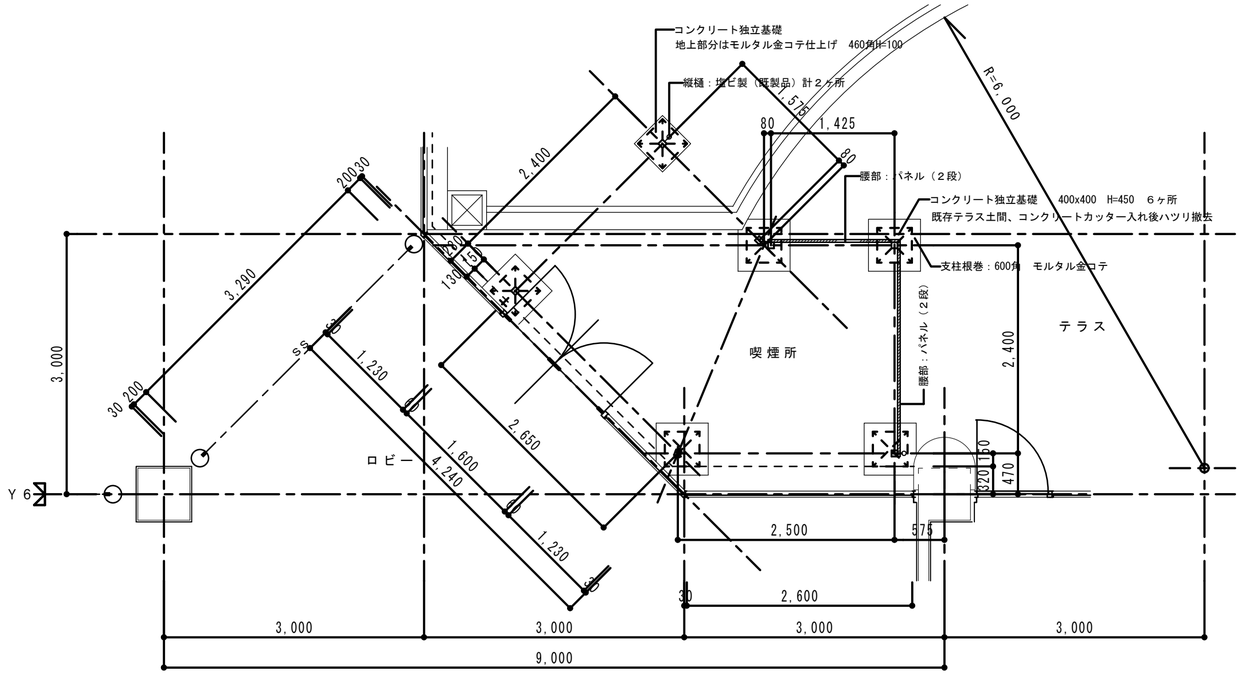

改修後　喫煙所　平面詳細図　S=1/50

増設部喫煙所床面積算定

（1.575＋2.650）x 2.4x 0.5 ＋（1.425＋2.500）x 2.4x 0.5＝9.78㎡

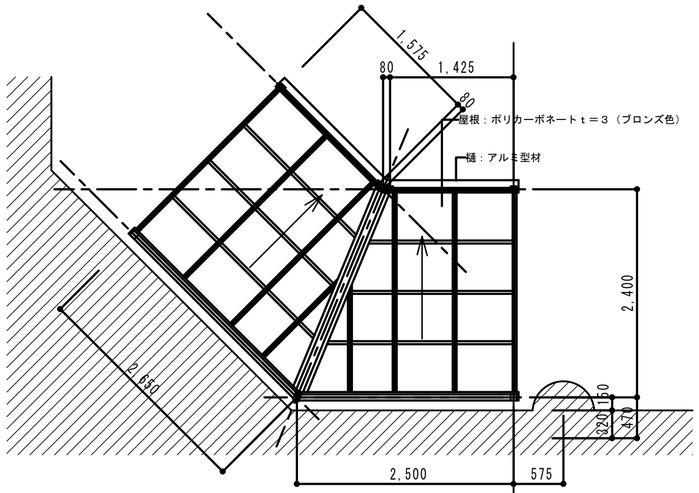

改修後　喫煙所　屋根、部材　伏図　S=1/50

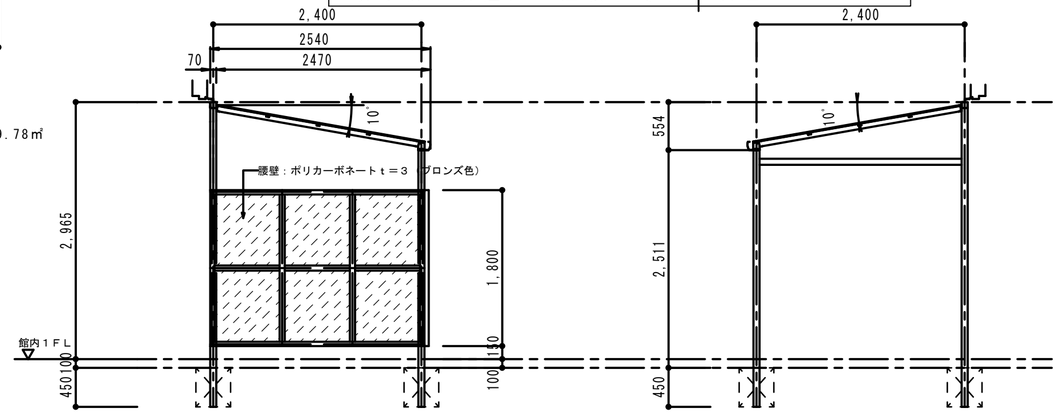

改修後　喫煙所　立面図　S=1/50

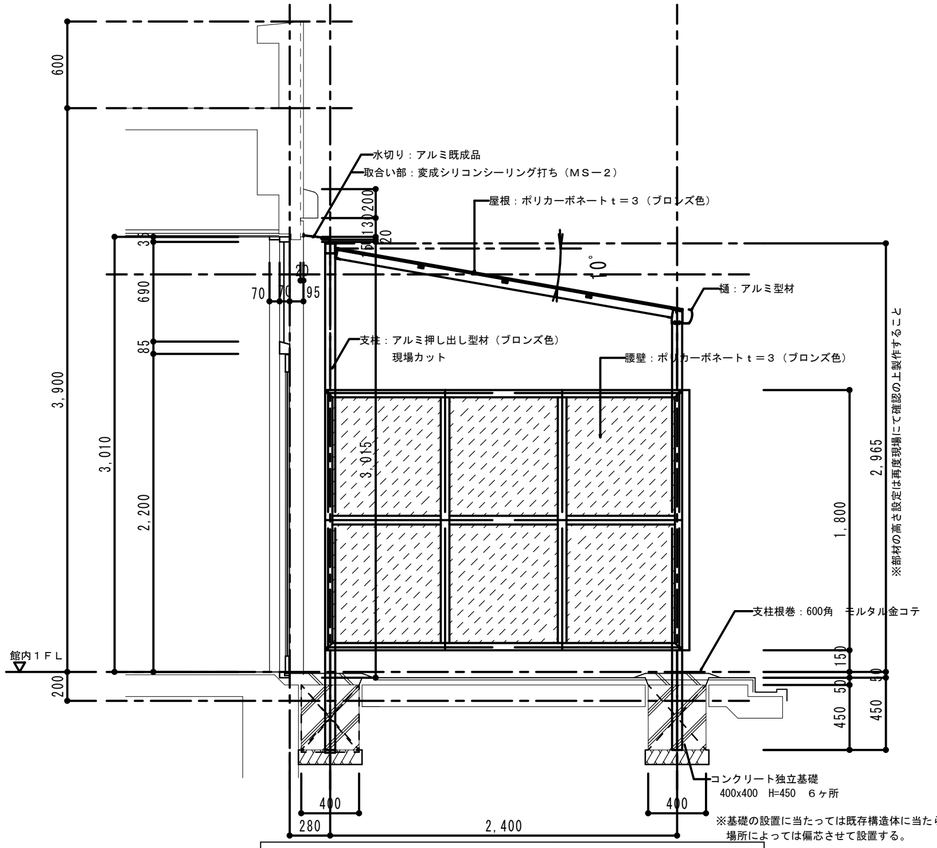

改修後　喫煙所　断面詳細図　S=1/30

※基礎の設置に当たっては既存構造体に当たらないように場所によっては偏芯させて設置する。

仕様		
材質	支柱、樋	アルミ押し出し型材（ブロンズ色）
	屋根材,パネル材	ポリカーボネートｔ＝３（ブロンズ色）
	ボルト、ナット類	SUS304（生地）

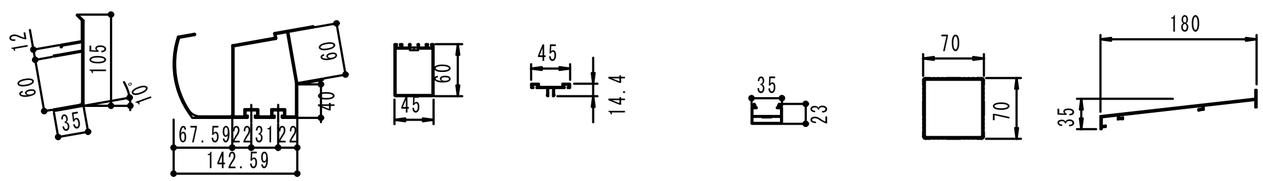

参考図　部材形材断面図　S=1/5

工事名称	三猪農村環境改善センター ・三猪公民館　改修　建築工事	図面番号	A－１８
工事場所	久留米市三猪町玉満		
図面名	改修後　喫煙所　詳細図	縮尺	S=1/50 S=1/30S=1/5
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		

記号・数量	TB 1	1ヶ所	TB 2	1ヶ所	TB 3	1ヶ所	TB 4	1ヶ所	TB 5	1ヶ所
形　　状	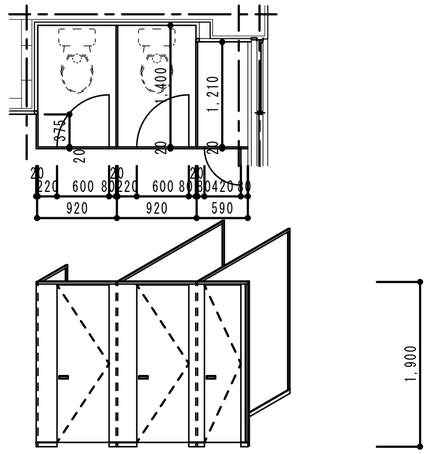		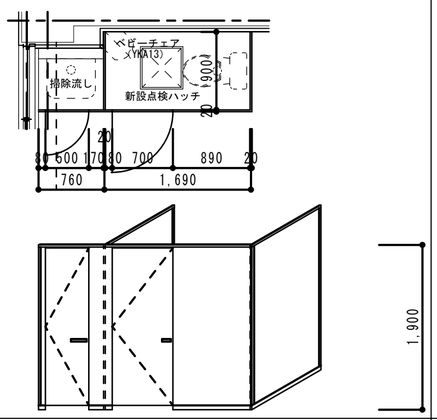		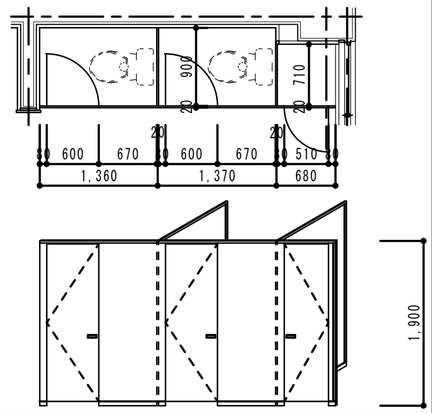		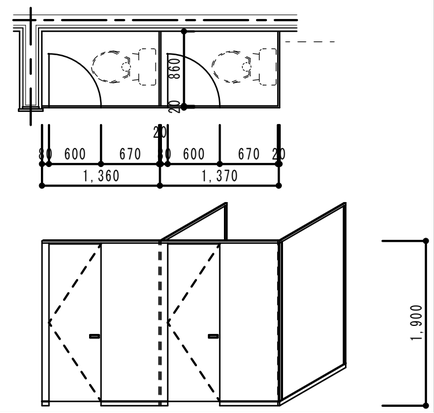		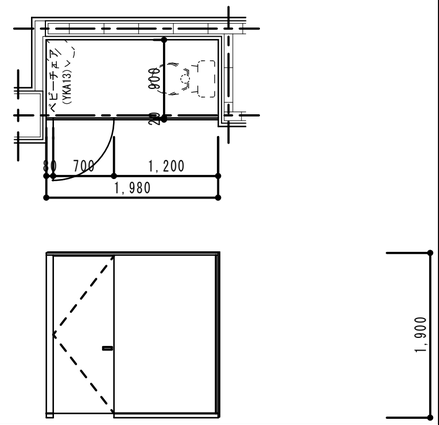	
場　　所	１階女子便所		１階女子便所		１階男子便所		２階女子便所		２階女子便所	
形　　式	片開き戸＋トイレブース		片開き戸＋トイレブース		片開き戸＋トイレブース		片開き戸＋トイレブース		片開き戸＋トイレブース	
見　　込	２０		２０		２０		２０		２０	
材質・仕上	表面材：高圧ﾒﾗﾐﾝ板（抗菌加工）　枠・笠木・巾木：ｱﾙﾐｽﾃﾝｶﾗｰ押出型材		表面材：高圧ﾒﾗﾐﾝ板（抗菌加工）　枠・笠木・巾木：ｱﾙﾐｽﾃﾝｶﾗｰ押出型材		表面材：高圧ﾒﾗﾐﾝ板（抗菌加工）　枠・笠木・巾木：ｱﾙﾐｽﾃﾝｶﾗｰ押出型材		表面材：高圧ﾒﾗﾐﾝ板（抗菌加工）　枠・笠木・巾木：ｱﾙﾐｽﾃﾝｶﾗｰ押出型材		表面材：高圧ﾒﾗﾐﾝ板（抗菌加工）　枠・笠木・巾木：ｱﾙﾐｽﾃﾝｶﾗｰ押出型材	
硝　　子										
金　　物	自重式丁番　表示式スライドラッチ（ダイカスト製）　ステンレスサポート		自重式丁番　表示式スライドラッチ（ダイカスト製）　ステンレスサポート		自重式丁番　表示式スライドラッチ（ダイカスト製）　ステンレスサポート		自重式丁番　表示式スライドラッチ（ダイカスト製）　ステンレスサポート		自重式丁番　表示式スライドラッチ（ダイカスト製）　ステンレスサポート	
	物入用取手　戸当りフック付　床付戸当り		物入用取手　戸当りフック付　床付戸当り		物入用取手　戸当りフック付　床付戸当り		戸当りフック付		床付戸当り	
備　　考	芯材：(ｱ)１８耐湿性木削片板　Ｅ０仕様		芯材：(ｱ)１８耐湿性木削片板　Ｅ０仕様		芯材：(ｱ)１８耐湿性木削片板　Ｅ０仕様		芯材：(ｱ)１８耐湿性木削片板　Ｅ０仕様		芯材：(ｱ)１８耐湿性木削片板　Ｅ０仕様	

記号・数量	TB 6	1ヶ所	WD 1A　WD 1B	1ヶ所	WD 2A　WD 2B	1ヶ所	AP 1	1ヶ所	PSD 1A　PSD 1B　PSD 1C　塗装塗り替え改修	計3ヶ所
形　　状	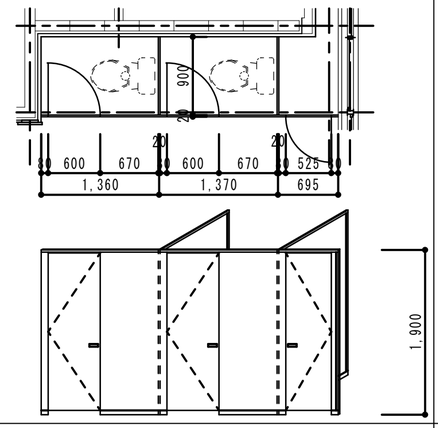		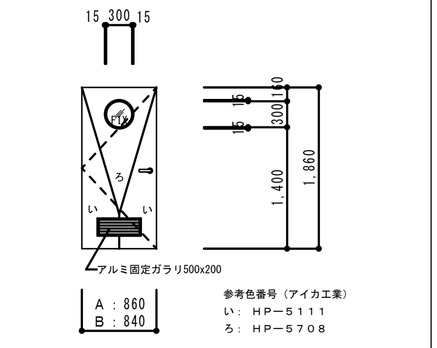		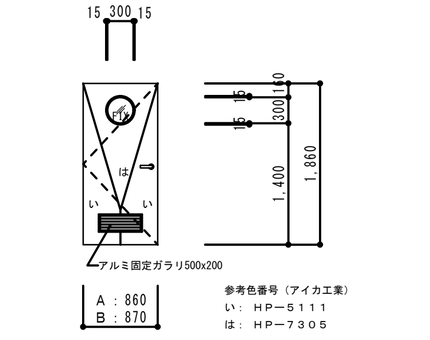		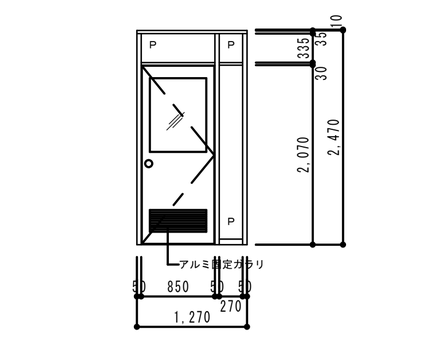		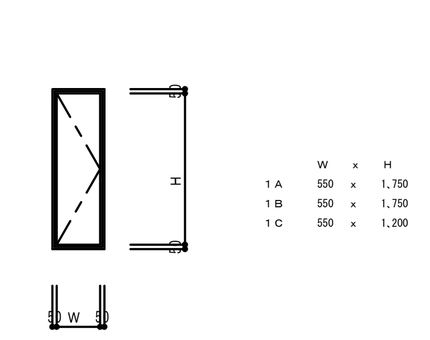	
場　　所	２階男子便所		Ａ：１階女子便所　Ｂ：２階女子便所		Ａ：１階男子便所　Ｂ：２階男子便所		印刷室		Ａ：１階女子便所　Ｂ：２階女子便所　Ｃ：２階男子便所	
形　　式	片開き戸＋トイレブース		片開きフラッシュ戸		片開きフラッシュ戸		アルミパーテーション　片開きフラッシュ戸		片開きアングル戸	
見　　込	２０		３６		３６		枠：５０　戸：３５　パネル：３２		枠：９０　戸：３０	
材質・仕上	表面材：高圧ﾒﾗﾐﾝ板（抗菌加工）　枠・笠木・巾木：ｱﾙﾐｽﾃﾝｶﾗｰ押出型材		ポリ合板t=4.0　２色突合わせ貼り		ポリ合板t=4.0　２色突合わせ貼り		化粧鋼板t=0.5　　芯材：ペーパーコア		鋼板　塗装下地処理の上ＳＯＰ塗り（枠、建具両面共）	
硝　　子			ＦＬ－３（擦り板）		ＦＬ－３（擦り板）		スクールテンパ透明　ｔ＝４			
金　　物	自重式丁番　表示式スライドラッチ（ダイカスト製）　ステンレスサポート		ステンレス丁番（２枚吊）　ドアチェック		ステンレス丁番（２枚吊）　ドアチェック		ステンレス丁番（２枚吊）　ドアチェック　サムターン付本締り錠			
	物入用取手　戸当りフック付　床付戸当り		レバーハンドル空錠　戸当りフック付（壁付）		レバーハンドル空錠　戸当りフック付（壁付）		戸当りフック付（壁付）			
備　　考	芯材：(ｱ)１８耐湿性木削片板　Ｅ０仕様									

特記事項

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	Ａ－１９
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修後　建具表	縮尺	S=1/50
設　計	久留米市都市建設部　建築課		
資　格	号		
住　所	久留米市城南町15-3		
氏　名	印		

記号・数量	SD 1A 既存建具解体撤去（枠はそのまま）	1ヶ所	SD 1B 建具改修（カバー工法）	1ヶ所
形　　状	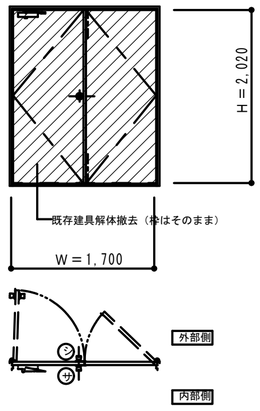		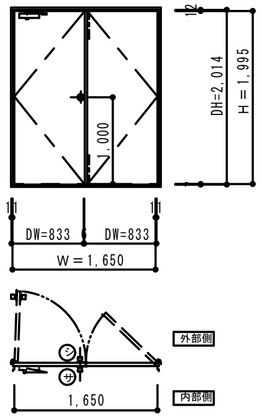	
場　　所	集会室		集会室	
形　　式	両開きフラッシュ戸		両開きフラッシュ戸（カバー工法）	
見　　込	枠：９０　戸：４０		枠：１２０　戸：４０	
材質・仕上	枠：ｽﾁｰﾙt=2.3　戸：ｽﾁｰﾙt=1.6　　ＳＯＰ塗り		枠：ｽﾁｰﾙt=2.3　戸：ｽﾁｰﾙt=1.6　　ＳＯＰ塗り	
硝　　子				
金　　物	ステンレス丁番３枚吊　サムターン付シリンダー錠　ドアチェック フランス落し		ステンレス丁番３枚吊　サムターン付シリンダー錠　ドアチェック フランス落し　フック付戸当り（壁付）	
備　　考				

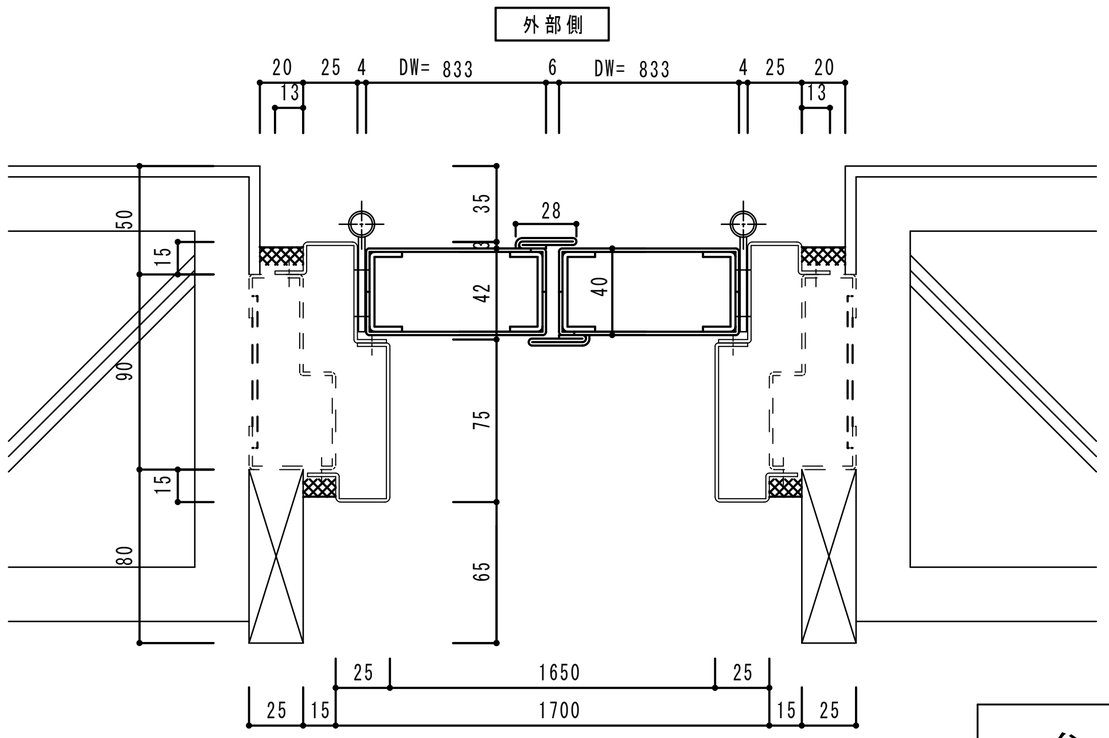

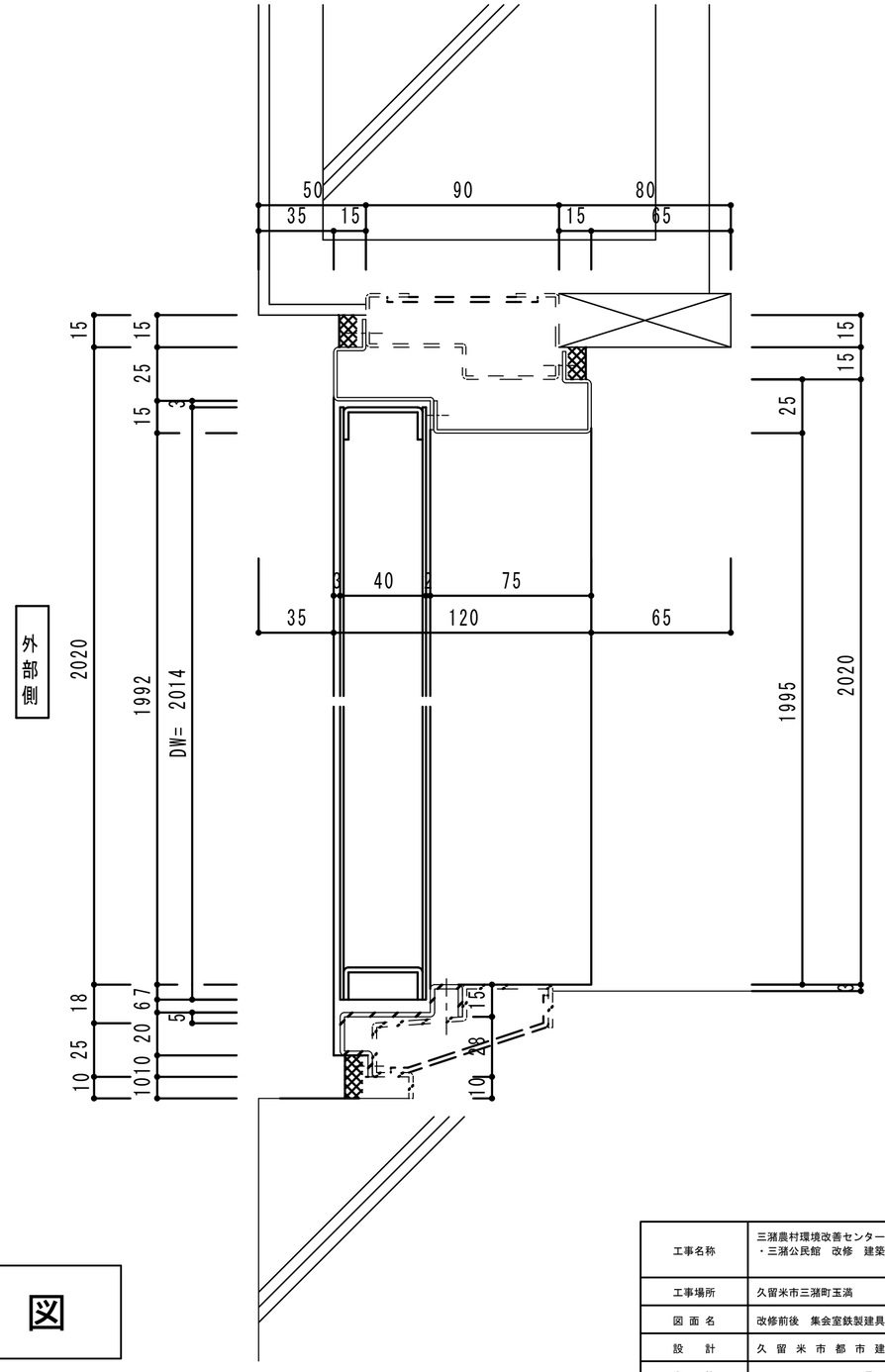

参　考　図

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	Ａ－２０
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前後　集会室鉄製建具詳細図	縮尺	S=1/50 S=1/2
設　計	久留米市都市建設部　建築課		
資　格	号		
住　所	久留米市城南町15-3		
氏　名	印		

改修前後　風除室雑詳細図　S=1/50

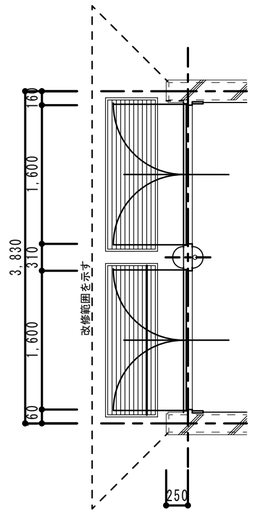

風除室平面詳細図

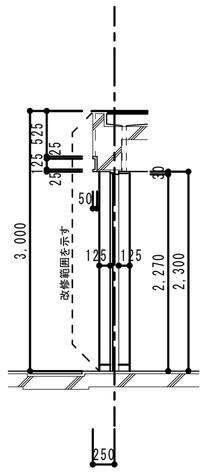

風除室断面詳細図

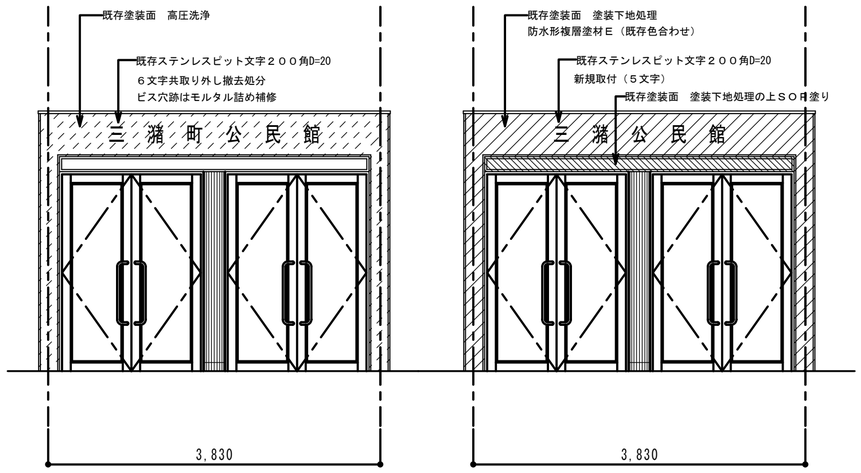

改修前風除室立面図

改修後風除室立面図

改修前後　ＴＥＬコーナー雑詳細図　S=1/50

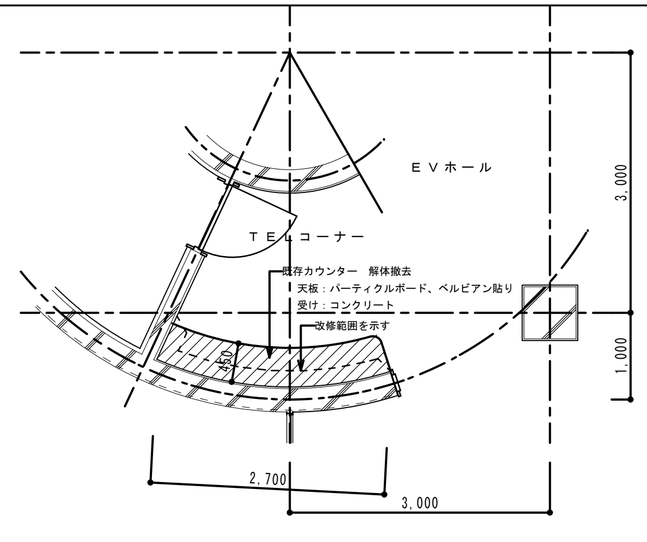

ＴＥＬコーナー平面詳細図

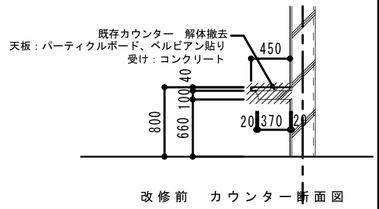

改修前　カウンター断面図

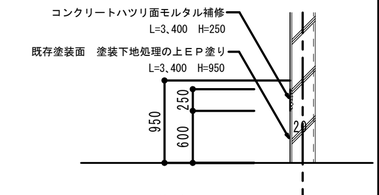

改修後　カウンター断面図

改修前後　印刷室雑詳細図　S=1/50

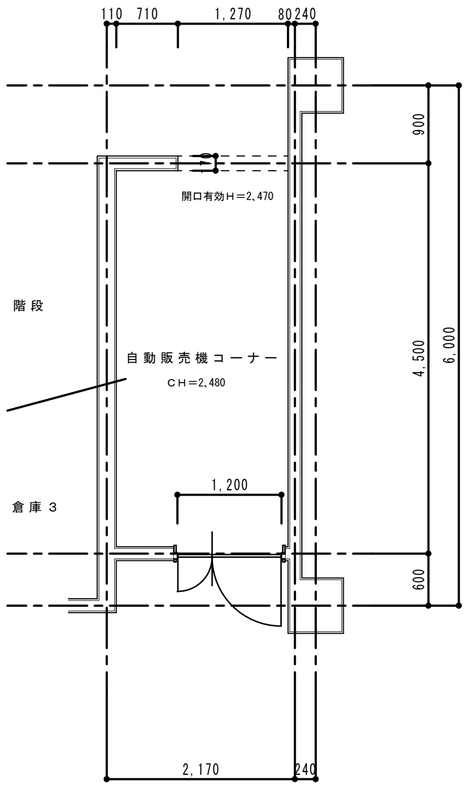

改修前　平面詳細図

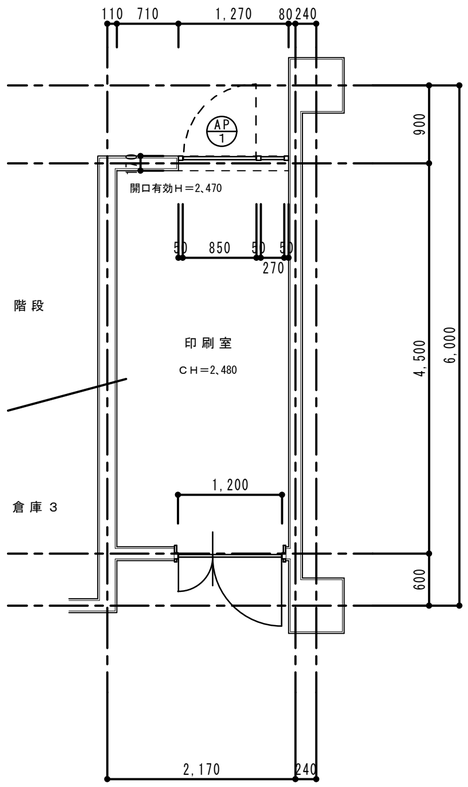

改修後　平面詳細図

改修後　展開図

工事名称	三潴農村環境改善センター ・三潴公民館　改修　建築工事	図面番号	Ａ－２１
工事場所	久留米市三潴町玉満		
図面名	改修前後　雑詳細図	縮尺	S=1/50
設計	久留米市都市建設部　建築課		
資格	号		
住所	久留米市城南町15-3		
氏名	印		